

第6期多摩市障害福祉計画

第2期多摩市障がい児福祉計画

(令和3(2021)～5(2023)年度)

令和3(2021)年4月
多摩市



「害」の字における表記について

多摩市では、心のバリアフリー化を推進するため、「障害」という言葉が、単語または熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、または可能な場合には他の言葉で表現しています。

ただし、国の法令や他の地方公共団体の条例等に基づく、制度や施設名、または法人、団体等の固有名詞についてはそのままの表記としています。

はじめに

このたび、「第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

この計画は、障害施策の基本的な方向性を定める「多摩市障がい者基本計画」（平成30年度～令和5年度）のもと、今後3年間の障害福祉サービス等の提供体制を確保するための目標や見込み量を定めるものです。

本市では、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できる「健幸都市（スマートウェルネスシティ）」の実現を目指しています。この計画に基づく取組を進めることで、健幸まちづくりのさらなる推進に取り組んでまいります。

また、本市では、令和2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を施行しました。今後も障がいのある方が安心して暮らせるよう、新たに設置した障がい者差別解消支援協議会において、差別を解消するために必要な取組の検討を進めるとともに、講演会や出前講座の実施、条例の内容を踏まえた「心つなぐ・はんどぶっく」の作成、配布などを通じて、広く周知を図ってまいります。

近年、全国的に高齢化が進む中で、本市でも、障がいのある方や支援する家族の高齢化が進み、新たなサービスが必要になったり、住まいの課題がある方が増えてきているなど様々な課題に直面しています。また、新型コロナウイルス感染症はこの先すぐに終息するものではなく、中長期的に影響を及ぼすものと考えられます。

その中でも、障害福祉サービス等は、利用者やその家族にとって欠かせないものであり、将来にわたり、一人ひとりの特性に応じて、必要なサービスや支援が、きめ細やかに提供されるよう取組を進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力いただきました多摩市自立支援協議会の皆様、多摩市障がい者生活実態調査や計画策定に係る事業所アンケート、パブリックコメント等で多くの貴重なご意見を賜りました市民の皆様、関係者の皆様の方々に心より感謝申し上げます。



多摩市長 阿部 裕行

第1章 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画の策定にあたって

1	計画の目的	1
2	計画の位置づけ	1
(1)	根拠法令	1
(2)	市の計画との関連	2
(3)	多摩市障がい者基本計画との関連	3
3	健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取り組み	5
4	多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の 制定	7
5	計画の期間	9
6	計画の対象	10
7	計画策定への取り組み	10
8	第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画の振り返り	11

第2章 多摩市の障がい者・障がい児を取り巻く状況と課題

1	障害福祉施策に関する国制度の動向	12
2	多摩市の状況	15
3	多摩市障がい者生活実態調査の結果	24
4	計画策定に係る事業所アンケート調査の結果	31
5	多摩市の課題	37

第3章 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画

1	サービス提供体制の確保に関する考え方	38
(1)	障害福祉サービスの提供体制の確保に関する考え方	41
(2)	障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方	42
(3)	相談支援の提供体制の確保に関する考え方	42
2	新型コロナウイルス感染症対策と感染症を踏まえた災害対応について	43
3	サービス提供体制の確保に係る目標	44
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	44
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	45
(3)	地域生活支援拠点等の整備	47
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	48
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	50

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び 保育所等訪問支援の充実	50
② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス 事業所の確保	51
③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの 配置	51
(6) 相談支援体制の充実・強化等	52
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	53
4 サービス見込み量の設定にあたって	
(1) サービス見込み量の設定方法	54
(2) サービス提供体制を確保するための方策	54
5 各サービスの見込み量	
(1) 訪問系サービス	55
(2) 日中活動系サービス	56
(3) 居住系サービス	60
(4) 相談支援サービス	62
(5) 地域生活支援事業（必須事業）	64
(6) 地域生活支援事業（任意事業）	71
(7) （障がい児）通所支援	73
(8) （障がい児）相談支援	75
(9) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	76
(10) 発達障がい者（児）への支援	76

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	77
2 国、東京都への継続的な要請	77

資料編

1 用語説明索引	78
2 計画の策定経過	79
3 多摩市地域自立支援協議会設置要綱	80
4 多摩市地域自立支援協議会委員名簿	82
5 多摩市障害福祉計画等策定委員会設置要綱	83

第1章 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画の策定にあたって

1 計画の目的

本計画は、第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画（平成30～令和2年度）の進捗状況や障がいのある方のニーズ等を踏まえ、今後3年間の障害福祉サービスや障がい児支援等の提供体制を確保するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

- 「第6期多摩市障害福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」として策定します。
- 「第2期多摩市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、市町村に策定が義務づけられている「市町村障害児福祉計画」として策定します。
- 障害者総合支援法第88条第6項に基づき、「第6期多摩市障害福祉計画」と「第2期多摩市障がい児福祉計画」を一体的に策定することで、子どもから大人まで切れ目のない支援を目指します。

参 考

◎ 障害者総合支援法

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～5 （略）

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

◎ 児童福祉法

〔市町村障害児福祉計画〕

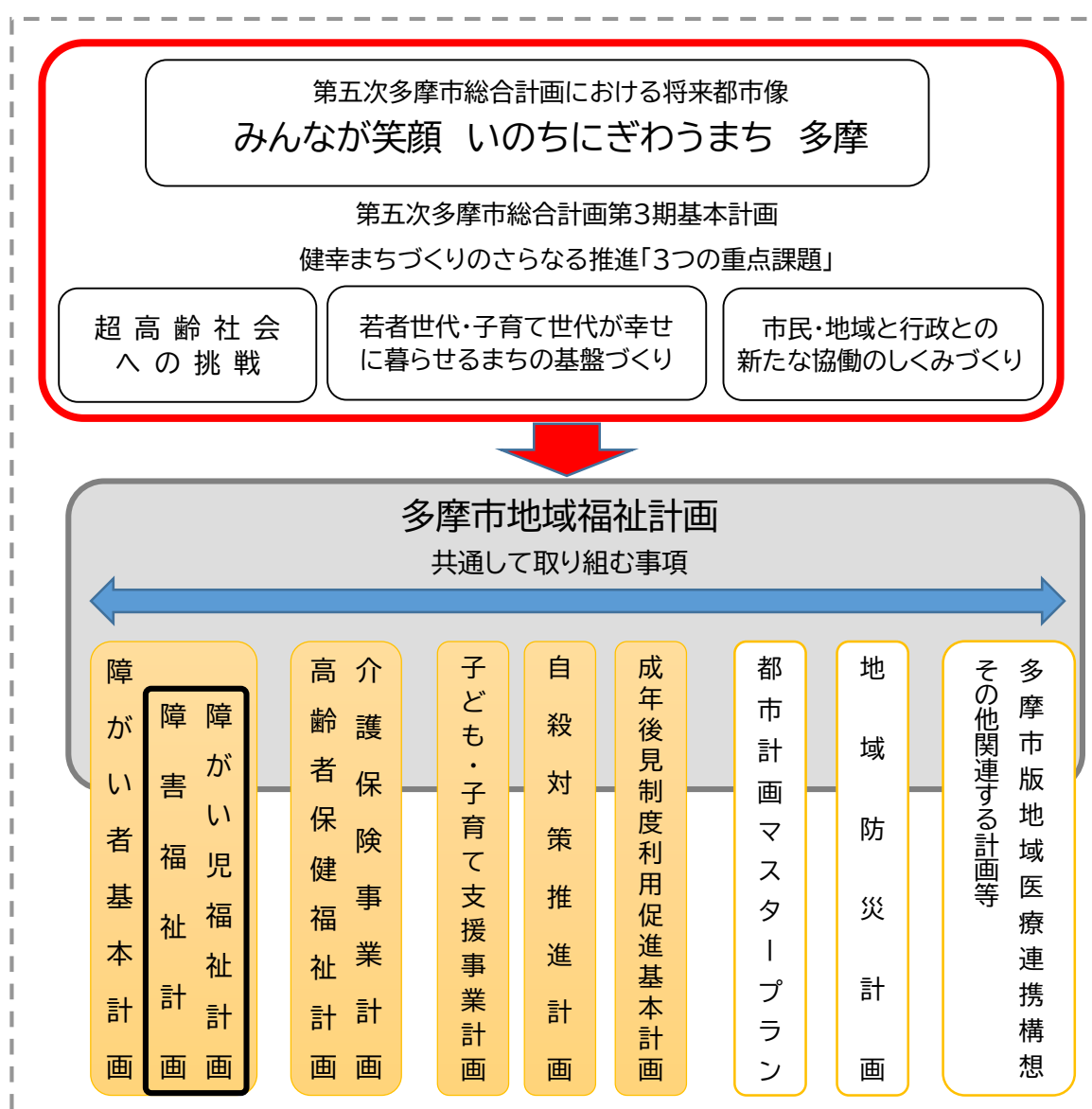
第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 市の計画との関連

- 多摩市の将来都市像とまちづくりの基本的な方向性を示す、市の最上位計画である第五次多摩市総合計画第3期基本計画のもと、その基盤となる考え方の「健幸まちづくりのさらなる推進（※）」を踏まえて、策定します。

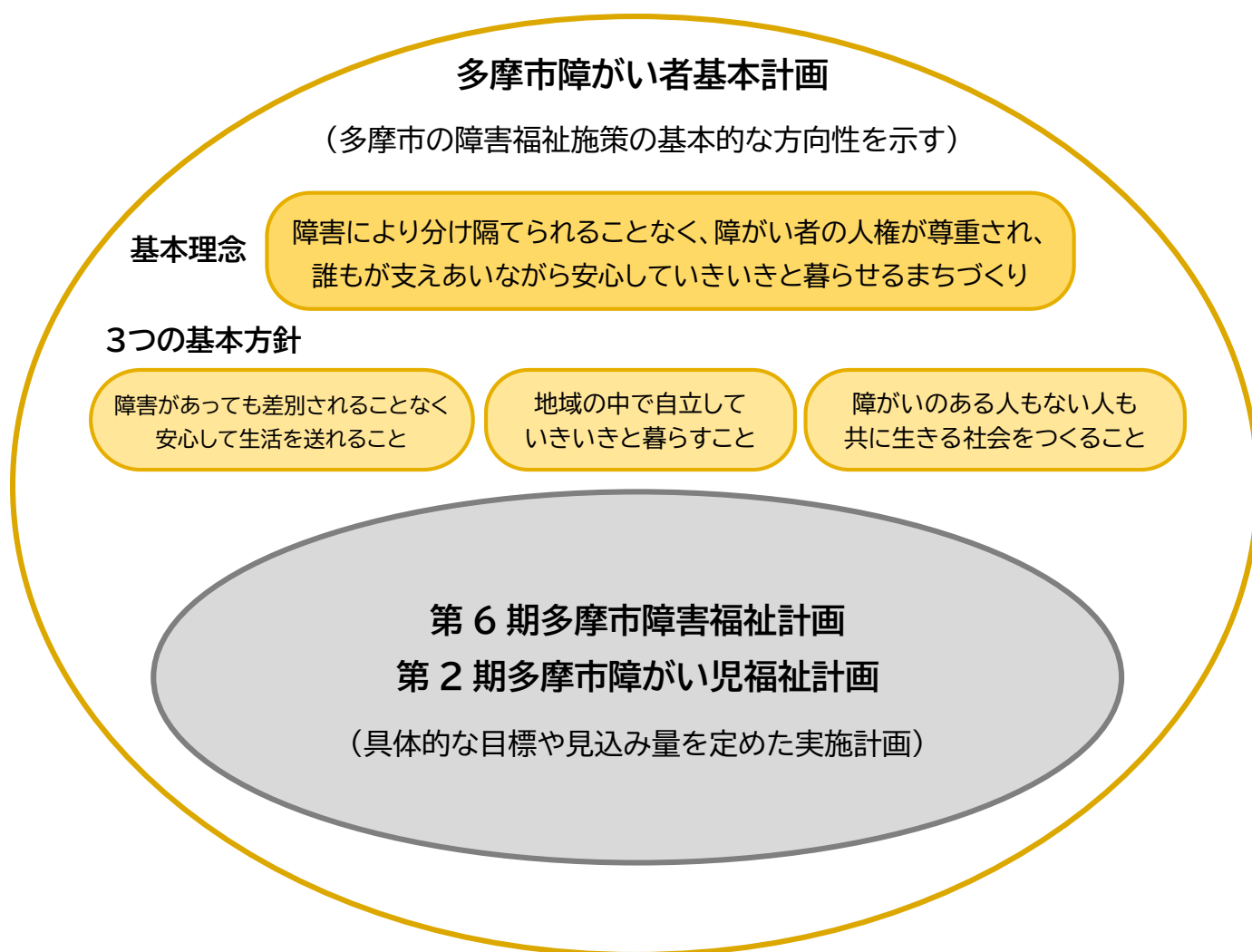
（※）詳しくは、5ページの「3 健幸都市(スマートウェルネスシティ)の実現に向けた取り組み」をご覧ください。

- 地域福祉の推進、地域のあり方、地域づくりの方向性を示し、高齢・介護・子育てなど福祉分野を横断的につなぐ「多摩市地域福祉計画」の個別計画として策定します。



(3) 多摩市障がい者基本計画との関連

- 多摩市の障害福祉施策の方向性は、「多摩市障がい者基本計画（平成 30 年度～令和 5 年度）」で定めています（障害者基本法第 11 条第 3 項に基づき策定）。
- その方向性に沿いつつ、新たな国の基本指針を踏まえながら、今後 3 年間の障害福祉サービスや障がい児支援等の具体的な目標や見込み量を定めます。



参 考

◎ 障害者基本法

(障害者基本計画等)

第十一条

1・2 (略)

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

<計画の全体像> ※ 表中の「㊟」は「障がい者」、「㊞」は「障がい児」が利用できるサービスを示しています。

障害福祉計画

自立支援給付

(1)訪問系サービス

- ・居宅介護(ホームヘルプ) ㊟㊞
- ・重度訪問介護 ㊟
- ・同行援護 ㊟㊞
- ・行動援護 ㊟㊞
- ・重度障害者等包括支援 ㊟㊞

(2)日中活動系サービス

- ・生活介護 ㊟
- ・自立訓練 ㊟
- ・就労移行支援 ㊟
- ・就労定着支援 ㊟
- ・就労継続支援 ㊟
- ・療養介護 ㊟
- ・短期入所(ショートステイ) ㊟㊞

(3)居住系サービス

- ・共同生活援助(グループホーム) ㊟
- ・施設入所支援 ㊟
- ・自立生活援助 ㊟

(4)相談支援サービス

- ・計画相談支援 ㊟
- ・地域移行支援 ㊟
- ・地域定着支援 ㊟

地域生活支援事業

(1)必須事業

- ・理解促進研修・啓発
- ・自発的活動支援
- ・相談支援
- ・成年後見制度利用支援
- ・成年後見制度法人後見支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具給付等
- ・手話奉仕員養成研修
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター

(2)任意事業

- ・日中一時支援事業
- ・社会参加促進事業



障がい者・児

児童福祉法に係るサービス

(1)(障がい児)通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

(2)(障がい児)相談支援

- ・障害児支援利用援助
- ・継続障害児支援利用援助

障がい児福祉計画

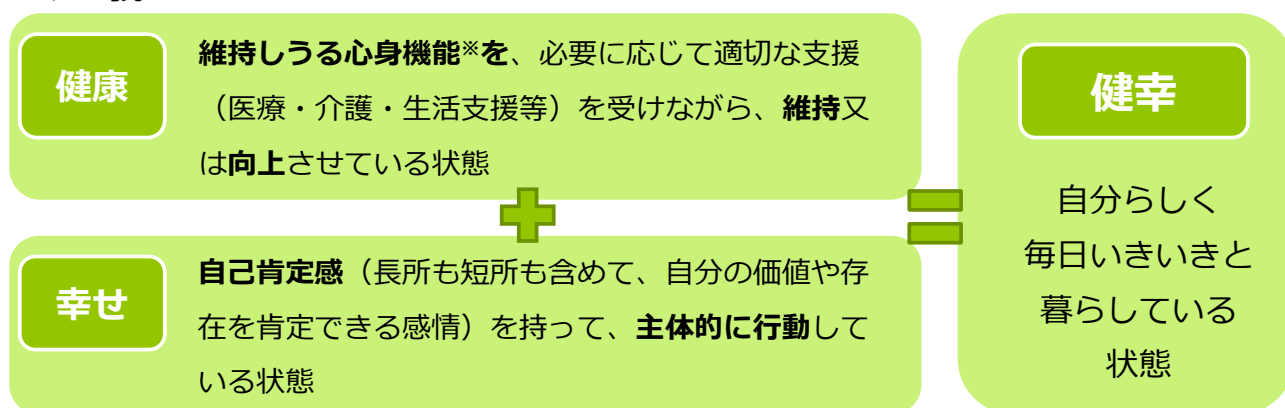
3 健幸都市（スマートウェルネスシティ）の実現に向けた取り組み

(1) 健幸都市（スマートウェルネスシティ）とは

多摩市では、「第五次多摩市総合計画第3期基本計画」において、第2期基本計画で「3つの取り組みの方向性」の1つとして位置づけた「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩」の創造に向けた取り組みをさらに展開していくため、計画全体の基盤となる考え方として、「健幸まちづくりのさらなる推進」を掲げました。

健幸とは、「健康」と「幸せ」の両方が備わり、自分らしく毎日いきいき暮らしている状態のことで、身体面での健康だけでなく、それぞれに生きがいを感じ、安全・安心に暮らすことができ、子育て中であっても、障がいがあっても、子どもから高齢者まで、誰もが幸せを実感できるまちが、健幸都市（スマートウェルネスシティ）です¹。

定 義



※加齢、障害、疾病により、心身機能に制限・困難がある場合においても、その状況下における健康がある

(2) 多摩市版地域包括ケアシステムとは

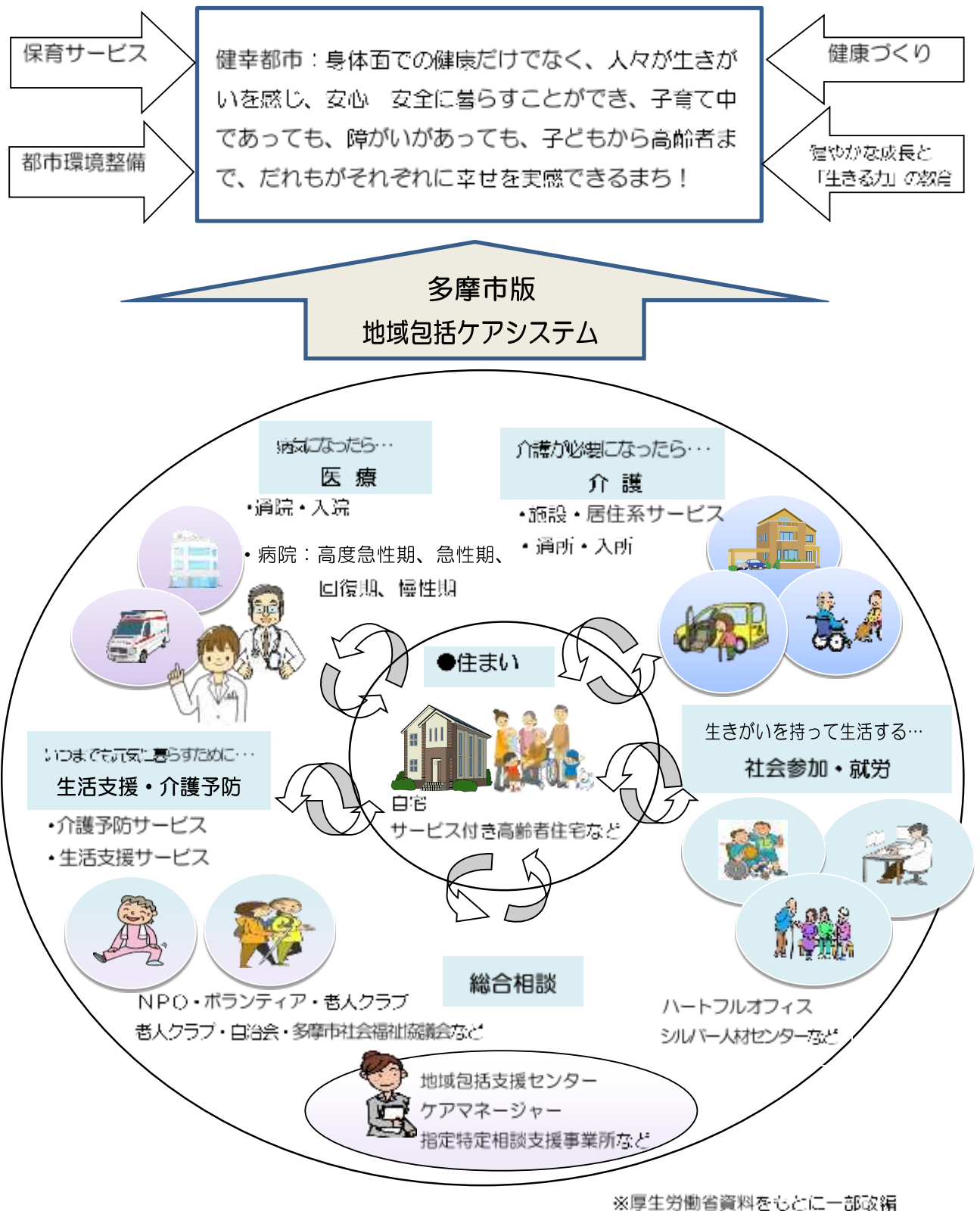
加齢、障害、疾病に伴う心身機能の低下、生活困窮、子育て・子育て上の困難などに直面した際には適切な支援を受けることが必要です。支援を効果的に実施するには関係機関が有機的に結びつき、対象者の生活の場面を想定しながら、支援を切れ目なく一体的に実施することが重要です。（分野内連携と分野横断的連携）

この取り組みは、高齢者支援、障がい者支援、生活困窮者支援、生活保護、ひきこもり対策、子育て困難家庭支援、犯罪被害者支援等、何らかの困難を抱える市民を支援する事業全般を対象とします。各分野内で支援者間の連携を図るとともに、部門を超えた支援者間の連携の充実を図り、横断的な相談・支援体制（多摩市版地域包括ケアシステム）の構築を行います。これにより、高齢の親と障がいのある子どもの世帯、介護と子育ての両方を担う世帯などが抱える複数の課題に対してより有効な支援を提供できることを目指します²。

¹ 第五次多摩市総合計画第3期基本計画 30 ページ参照

² 多摩市健幸まちづくり基本方針9ページより引用

「健幸都市」への取り組みと「多摩市版地域包括ケアシステム」のイメージ図



4 多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例の制定

平成 28 年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、平成 30 年 10 月に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」(東京都障害者差別解消条例)が施行され、障がい者・障害に対する理解が進んできました。

市では、今まで以上に障がい者に対する差別や偏見、生活する上での様々なバリア(障壁)をなくすため、令和2年7月、障害のある方をはじめとする多摩市の皆さんと一緒にこの条例をつくりました。市民委員会8回、ワークショップ2回、アンケート回答 1,500 件以上、パブリックコメント(市民意見)募集などで多くの方の意見をいただきました。

この条例の大事なポイントは、①「不当な差別的取扱い」の禁止、②「合理的配慮の提供」を定めている点で、さらに、差別に関する相談支援の仕組みを設けています。差別を受けた場合などは、市の障害福祉課が相談窓口となり、市が相談内容に応じて、必要な調査、調整、助言、情報提供などを行います。相談で解決しない場合は、助言・あっせん、勧告等の方法で解決を図ります。また、この条例に基づき設置した「多摩市差別解消支援地域協議会」において、理解促進や差別解消に向けた具体的な取組を検討します。

障がい者への差別をなくして共生社会を実現することは、多摩市が目指している健幸都市の実現にもつながります。この計画は、こうした考え方にに基づき、策定します。障がいのある人もない人もお互いを理解し合って、差別のない、誰もが暮らしやすいまちにしていきましょう。

① 不当な差別的取扱いの禁止とは

正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否する、サービスを提供する場所や時間を制限するなど、障がいのない人とは異なる対応をすることを、不当な差別的取扱いと言います。市役所、事業者、市民、すべての人が不当な差別的取扱いをしてはいけません！(正当な理由があると判断した場合は、障がい者にその理由を説明して、理解を得るよう努めましょう。)

(例) 盲導犬を連れているため
入店を拒否する。



(例) 障がい者を無視して付き添いの
人にだけ話しかける。

② 合理的配慮の提供とは

障がい者から社会的障壁（※）を取り除いてほしいと言われたときや、社会的障壁の除去を必要としていることが明白なときに、必要な対応や工夫をすることを合理的配慮と言います。市と事業者は、負担が重い場合を除いて必ず合理的配慮をしなければいけません。市民もできるだけ合理的配慮をしなければいけません。

※ 社会的障壁…まちにある段差や障がい者を想定していない設備や条件など、社会にある様々なバリアのこと

（例）メニューが文字だけだと分からないため絵や写真を使う。



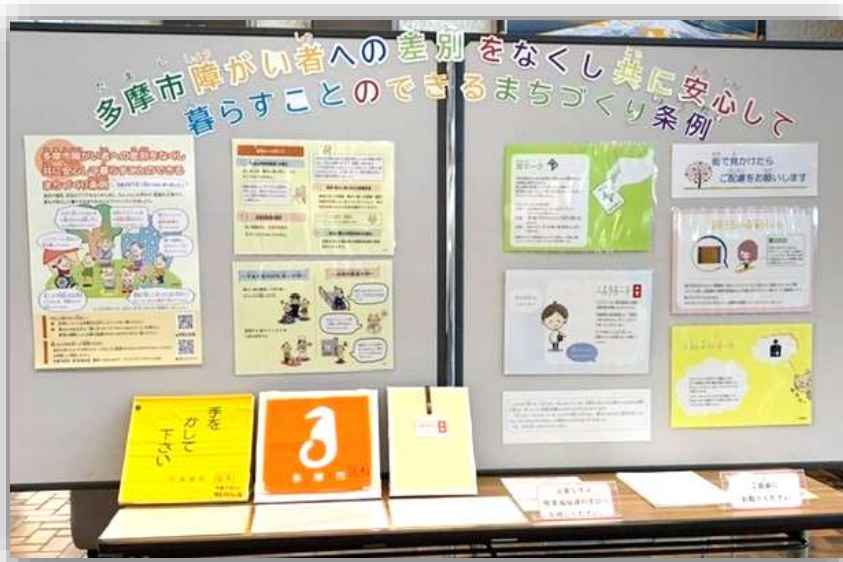
（例）段差だと通れないのでスロープを設置する。



合理的配慮の方法は1つではありません。

障がい者から申し出のあった方法では対応できない場合は、きちんと話し合って（建設的対話）、代わりの方法を考えることも大切です。それでも合理的配慮をすることが難しい場合（＝負担が重い場合）は、その理由を説明して障がい者に理解してもらうように努める必要があります。

▶ 多摩市役所ロビー展示の様子



▲ 条例についての詳しい内容は上記のQRコードから（多摩市公式ホームページが開かれます）

5 計画の期間

計画期間は令和3年度から令和5年度までの3年間とします。なお、障がい者を取り巻く状況変化や、障害福祉施策に関する国制度の動向等を踏まえ、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

	平成 24 (2012)	平成 25 (2013)	平成 26 (2014)	平成 27 (2015)	平成 28 (2016)	平成 29 (2017)	平成 30 (2018)	令和 1 (2019)	令和 2 (2020)	令和 3 (2021)	令和 4 (2022)	令和 5 (2023)
総合計画基本構想	第五次計画 基本構想（2011～2030 年）											
総合計画基本計画	基本計画(1期)			基本計画(2期)			基本計画(3期)					
障がい者基本計画	(2012～2017年)						(2018～2023年)					
障害福祉計画	第3期		第4期		第5期			本計画 (第6期)				
障がい児福祉計画							第1期		本計画 (第2期)			
地域福祉計画	第3次					第4次			見直し計画			
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	第5期		第6期		第7期			第8期				
子ども・子育て支援 事業計画				第1期				第2期(～2024 年)				

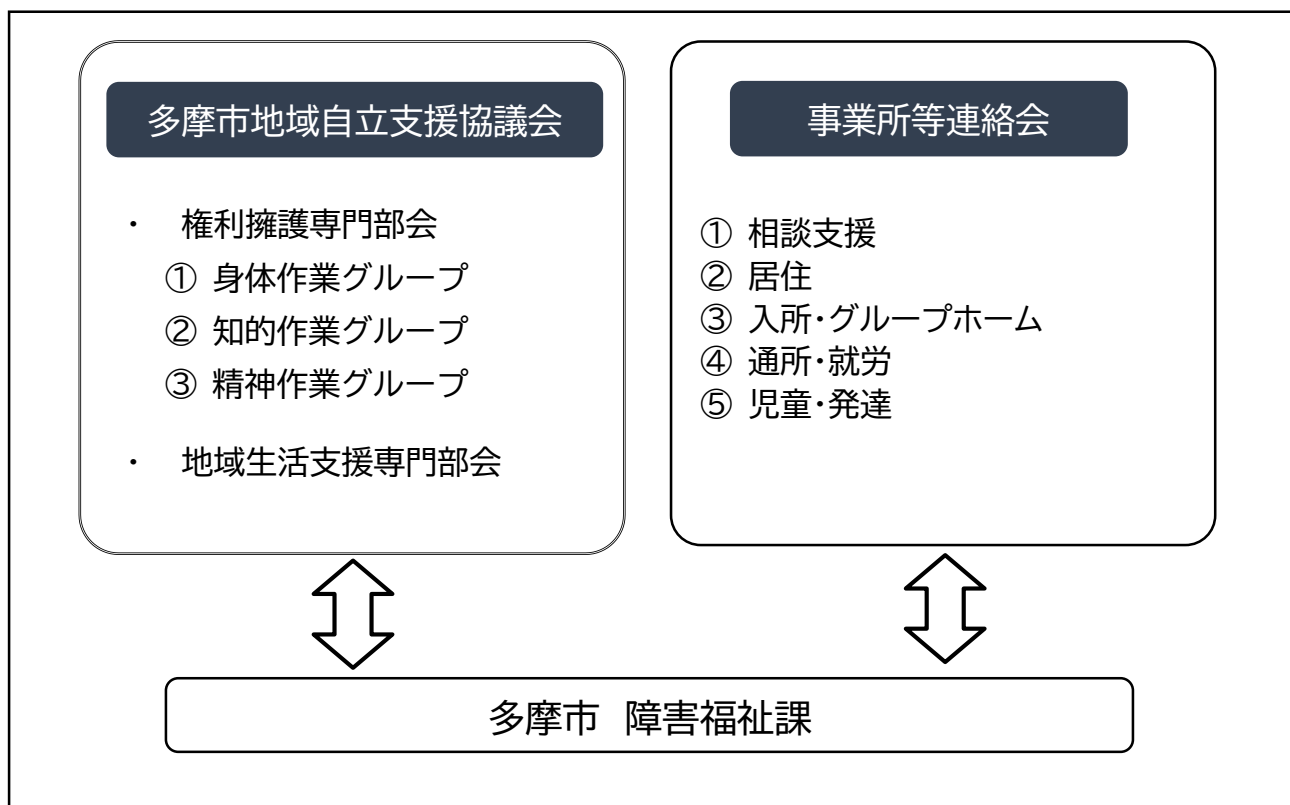
6 計画の対象

本計画では、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病がある方、医療的ケアを必要とする方など、日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方を対象とします。なお、障がい者の差別解消や障がい者への理解促進などについては、全ての市民を対象として取り組みます。

7 計画策定への取り組み

- 令和2年8月に「多摩市障がい者生活実態調査」を、同年9月に「計画策定に係る事業所アンケート」を実施し、計画を策定する上での基礎資料としました。
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、新たに市民委員会を設置して議論するのではなく、学識経験者、障がい者団体、関係機関等で構成される多摩市地域自立支援協議会において計画案の検討を行いました。
- 計画案の検討にあたっては、障がい当事者や支援担当者の意見を反映させるため、多摩市地域自立支援協議会の権利擁護専門部会から意見をいただきました。また、地域生活支援専門部会において、地域生活支援拠点等の整備について検討するとともに、事業所等連絡会等を通じて事業所からいただいた市の施策に関する意見についても参考にさせていただきました。

【計画策定のイメージ図】



8 第5期多摩市障害福祉計画・第1期多摩市障がい児福祉計画の振り返り

- 第5期計画で掲げた目標や見込み量の達成状況については、新型コロナウイルスの感染拡大による数値の変動や、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に係る会議の中止など、スケジュールの延期による影響を受けているものも多いため、個別に分析する必要があります。

※ 個々の達成状況については、第3章の3「サービス提供体制の確保に係る目標」、4「各サービスの見込み量」をご覧ください。

- 障害福祉サービスでは、「福祉施設の施設入所者の地域生活への移行」について、個々の状況に応じた支援を行った結果、それぞれの目標値（施設入所者の地域生活移行者数（4人）、施設入所者数（89人以下））を達成することができました。
- また、障がい児支援では、医療的ケア児（※）支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として、令和元年度から「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」を設置することができました。
- 一方、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響で会議開催が難しくなったこともあり、令和2年度までの協議の場の設置には至りませんでした。
- サービスごとの達成状況をみると、計画より多い実績を示したものとして共同生活援助（グループホーム）が挙げられます。精神病院等からの地域移行や、「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いこともあり、近年、グループホームを開設する事業者が増えています。
- また、放課後等デイサービスは、令和2年度は新型コロナウイルスによる影響が見られるものの、概ね計画どおり増加しています。この理由として、発達障がい児の療育環境を整えたいという保護者のニーズが高まり、利用につながったことが考えられます。
- 一方、訪問系サービスや就労系サービス、短期入所は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用が減っています。今後どのような影響があるのか注視していく必要があります。

※ 医療的ケア児…NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

第2章 多摩市の障がい者・障がい児を取り巻く状況と課題

1 障害福祉施策に関する国制度の動向

(1) 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の締結（平成26年1月締結）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めている条約です。条約の締結に先立ち、「障害者基本法」、「障害者雇用促進法」の改正や、「障害者総合的支援法」、「障害者差別解消推進法」の制定など法整備が行われました。

(2) 障害者基本法の改正（平成23年7月改正、8月施行、平成25年6月改正、平成28年4月施行）

平成23年7月に、障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環として、障がい者の定義の拡大や、地域社会における共生等や差別の禁止などの合理的配慮の概念が導入されました。それを受け、平成25年6月に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する障害者政策委員会の設置が追加されました。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の制定

（平成25年6月制定、平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために制定されました。

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正

（平成25年6月改正、平成26年4月、平成28年4月施行）

精神障がい者の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、精神障がい者の医療に関する指針の策定、保護者に対する責務規定の削除や医療保護入院における入院手続等の見直し等を目的として改正されました。

(5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正

（平成 25 年 6 月・平成 28 年 4 月・平成 30 年 4 月、令和元年 6 月改正・令和 2 年 4 月施行）

雇用分野における障がい者への差別の禁止や、障がい者が職場で働くにあたっての合理的配慮の提供義務を定めるとともに、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加えるために改正されました。令和元年 6 月には、障がい者雇用の一層の促進に向け、障がい者の活躍の場の拡大や国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況の把握等に関する措置が追加されました。また、市町村に障がい者活躍推進計画の策定が義務づけられました。

(6) 発達障害者支援法の改正（平成 28 年 6 月改正、8 月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、発達障害の早期発見と発達支援を行い、支援が切れ目なく行われることに関する国・地方公共団体の責務の明確化や、発達障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するために改正されました。

(7) 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）の制定

（平成 26 年 5 月制定、平成 27 年 1 月施行）

難病の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を講ずるため、制定されました。

(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部改正（平成 28 年 6 月改正、平成 30 年 4 月施行）

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実、高齢の障がい者の介護保険サービスの利用促進や、障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための見直し等が行われました。また、障がい児支援の提供体制を計画的に確保するため、市町村に障がい児福祉計画の策定が義務づけられました。

(9) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）の制定

（平成 23 年 6 月制定、平成 24 年 10 月施行）

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がい者を現に養護する人に対して支援措置を講ずるため、制定されました。

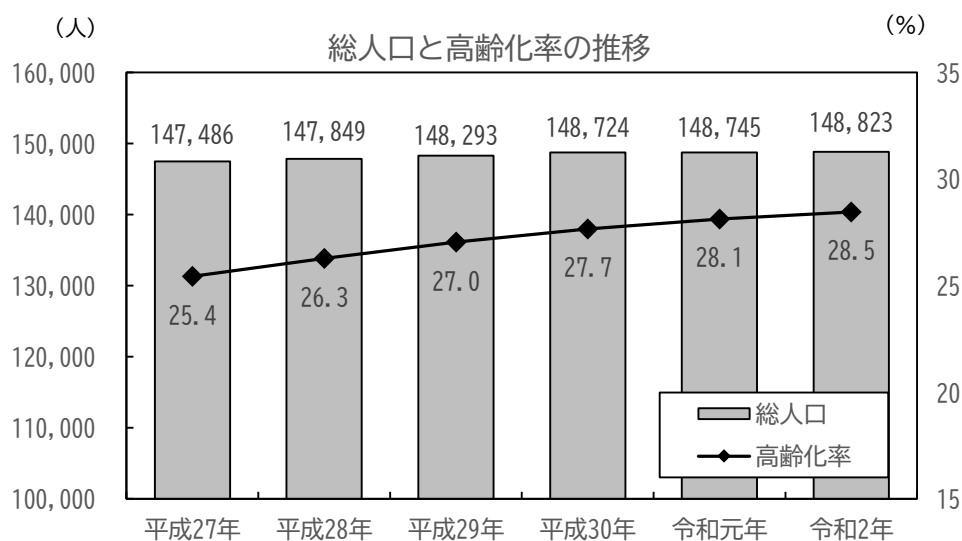
- (10) **児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）の改正**（平成 29 年 6 月改正、施行）
平成 29 年 6 月改正では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、虐待を受けている児童等の保護者への司法関与を強化する等の措置が講じられました。
- (11) **障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定**
（令和 30 年 6 月制定・施行）
障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮、社会参加の促進を図るため、制定されました。
- (12) **視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定**
（令和元年 6 月制定・施行）
障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するため、制定されました。

2 多摩市の状況

近年、障がい者や支援する家族等の高齢化が進むとともに、障がい者の重度化が進んでいます。また、障がい者・児数は増加傾向にあり、障害福祉サービス給付費が増加傾向にあります。

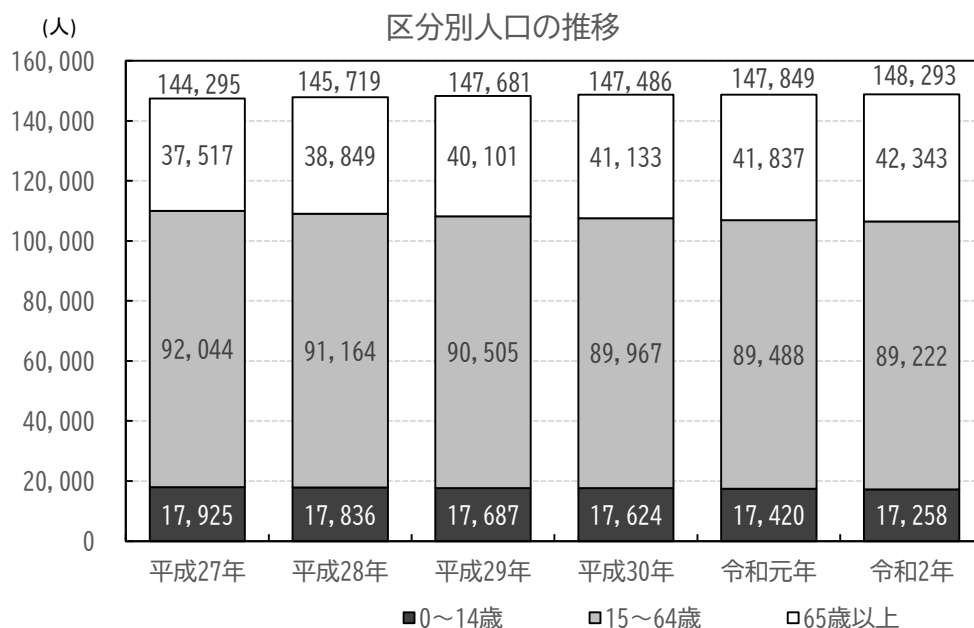
(1) 多摩市の人口構成の変化 ～障がい者や支援する家族等の高齢化が進む～

多摩市の人口は、令和2年1月現在 148,823 人で、近年大きな増減はみられません。しかし、高齢化率は上昇し続けており、平成27年と比べると3.1%高くなっています。



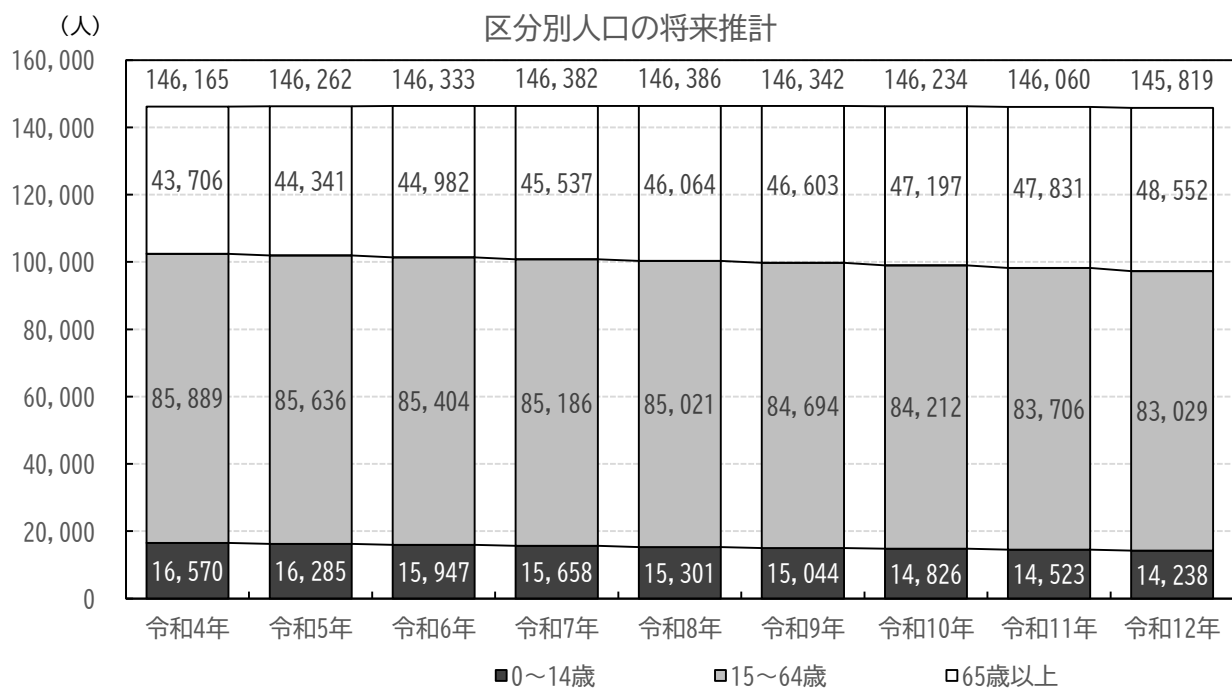
出典：住民基本台帳人口（各年1月1日）

年齢3区分別人口の推移をみても、15～64歳の生産年齢人口が減る一方、65歳以上の高齢者人口の割合が年々高くなっています。



出典：住民基本台帳人口（各年1月1日）

区分別人口将来推計をみてもその傾向は変わらないことから、生産年齢人口の減少によって市税収入も減ることが予測されます。

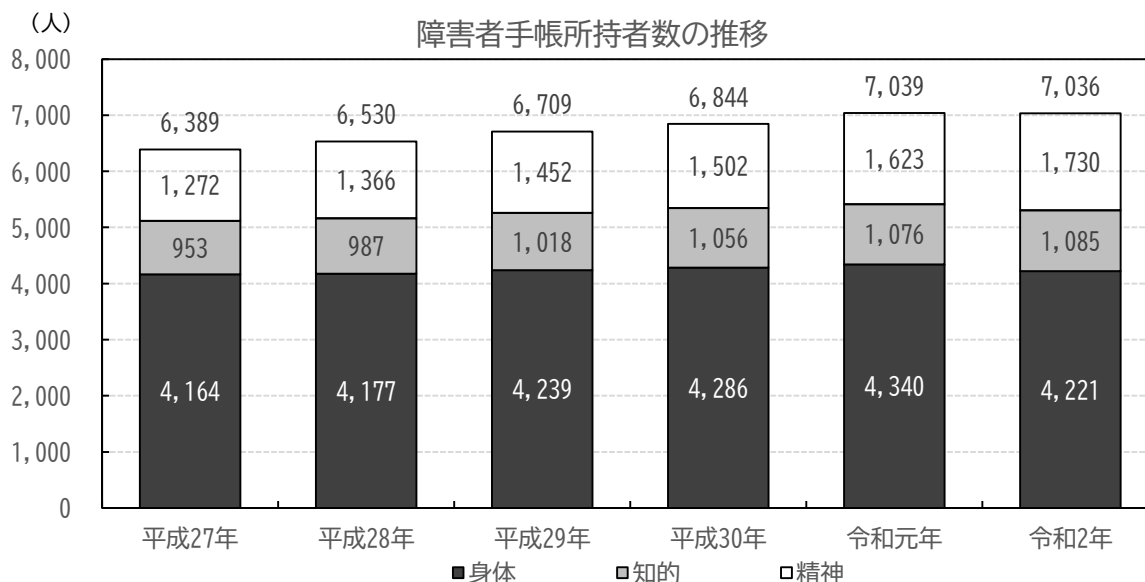


出典：多摩市将来人口推計（令和2年度）（各年1月1日）

(2) 障がい者・児数の推移 ～障がい者・児数は増加傾向～

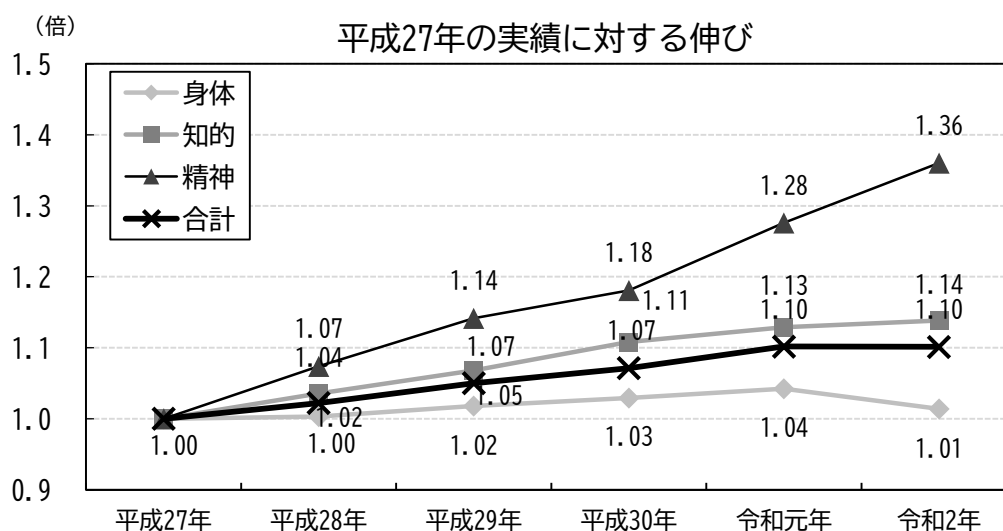
① 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和2年4月現在、7,036人となっています。このうち、身体障害者手帳所持者が4,221人で全体の約6割を占めており、愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者が1,085人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,730人となっています。



出典：障害福祉課（各年4月1日）

障害者手帳の所持者数を、平成27年時点と比較すると、手帳所持者数の合計は1.1倍上昇し、特に精神保健福祉手帳所持者数は約1.4倍の伸びとなっています。

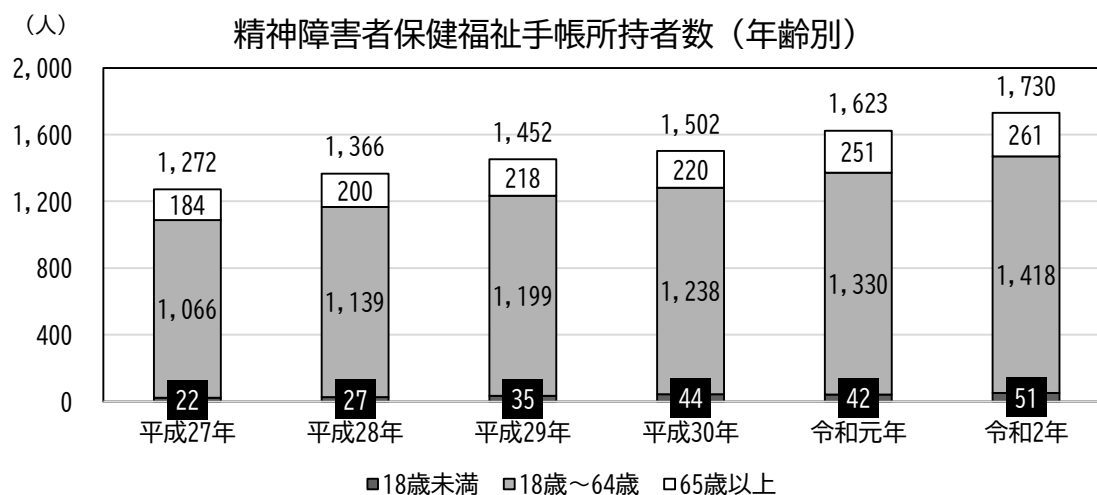
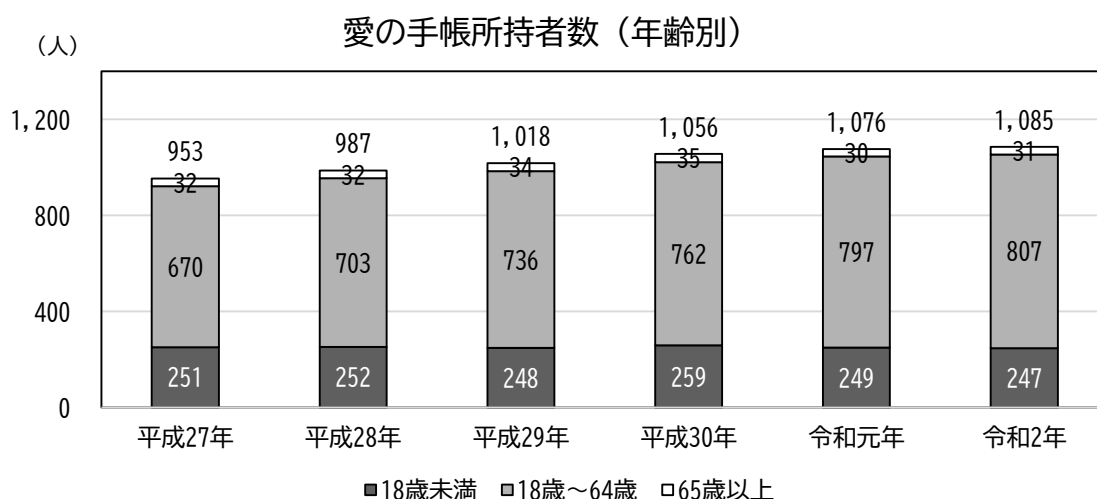
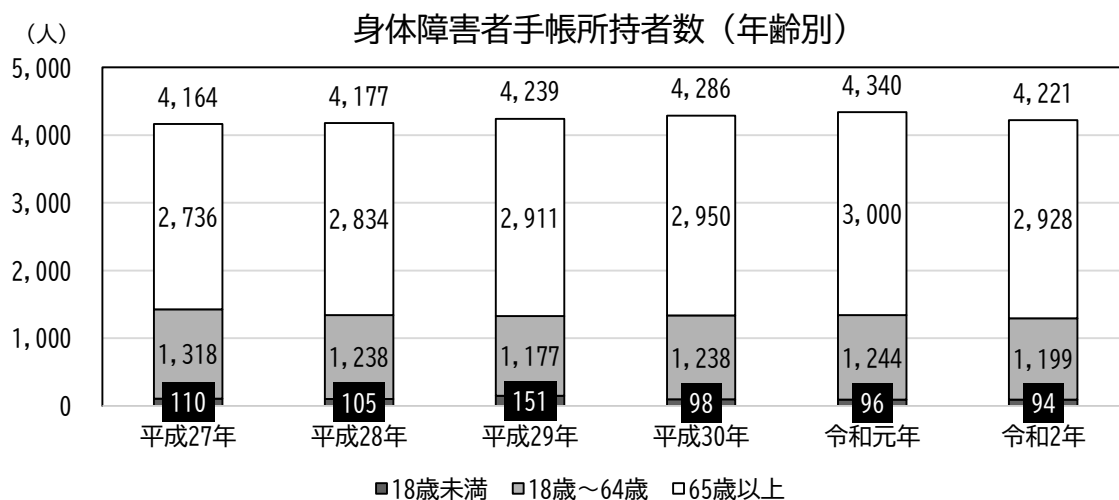


出典：障害福祉課（各年4月1日）

年齢別に各手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者では 65 歳以上が約 7 割を占め、その割合は年々高くなっています。

愛の手帳（知的障がい者・児が対象）所持者では、18～64 歳の人 が 7 割以上を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者は、18～64 歳の人 が約 8 割を占めています。

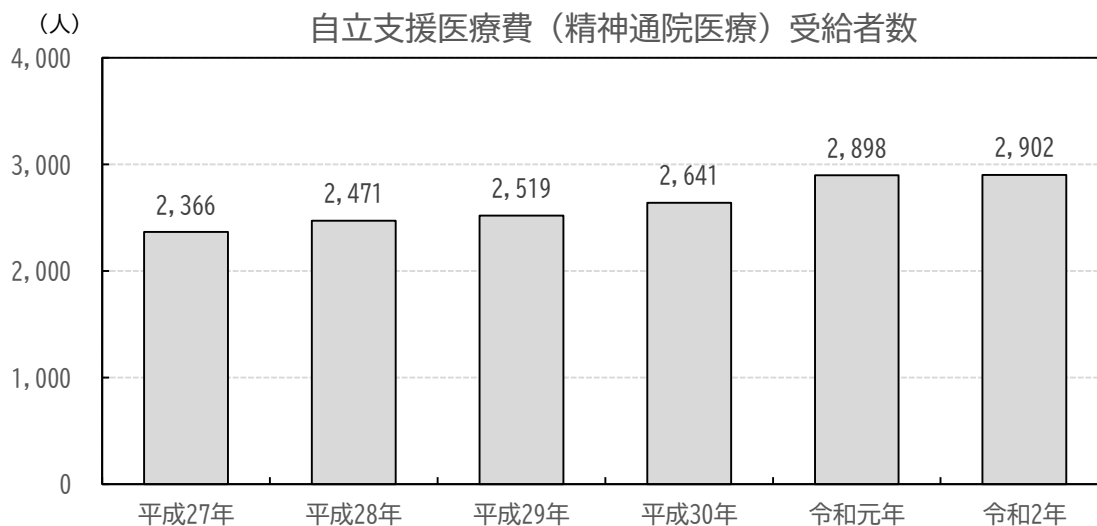


出典：障害福祉課（各年4月1日）

② 自立支援医療費（精神通院医療）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は、ゆるやかな増加傾向にあり、令和２年は2,902人となっています。

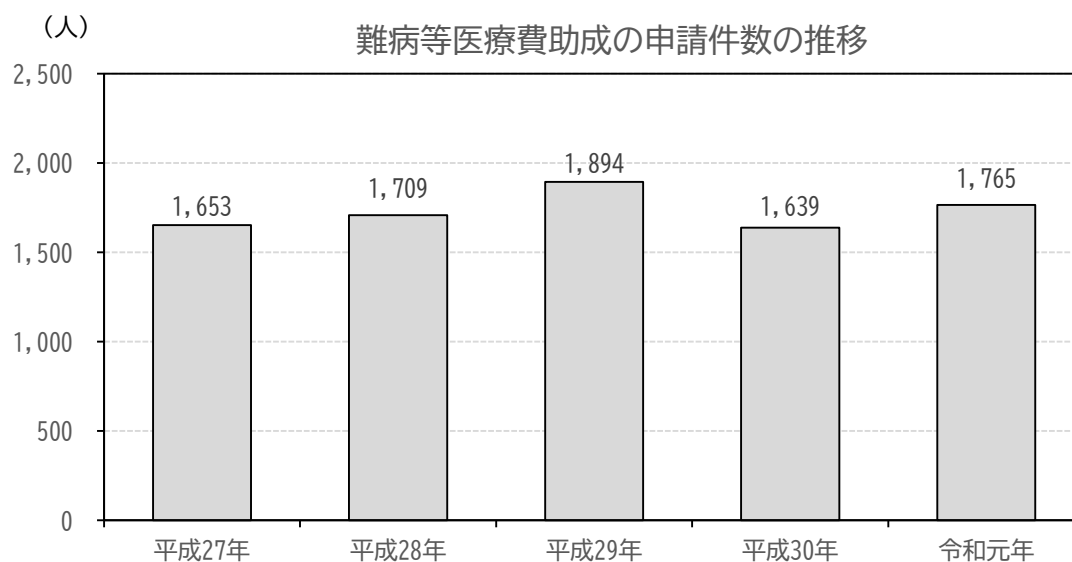
平成27年から令和２年にかけては約1.2倍の伸びとなっています。



出典：障害福祉課（各年4月1日）

③ 難病等医療費助成の申請件数の推移

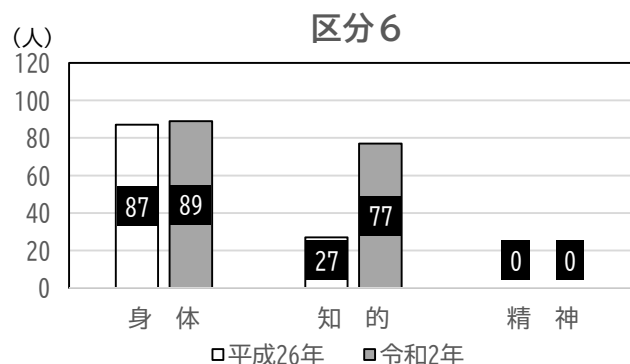
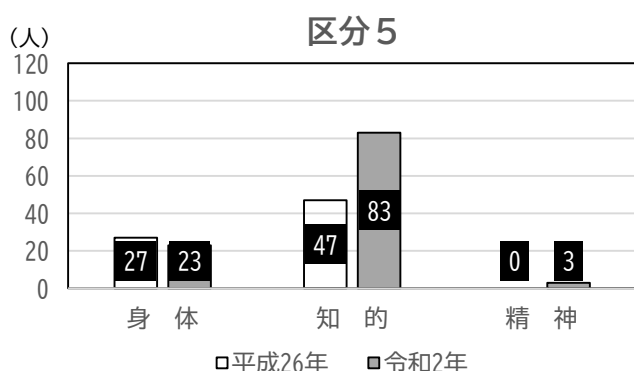
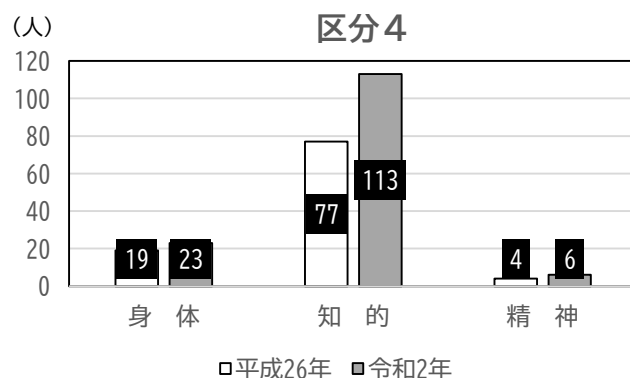
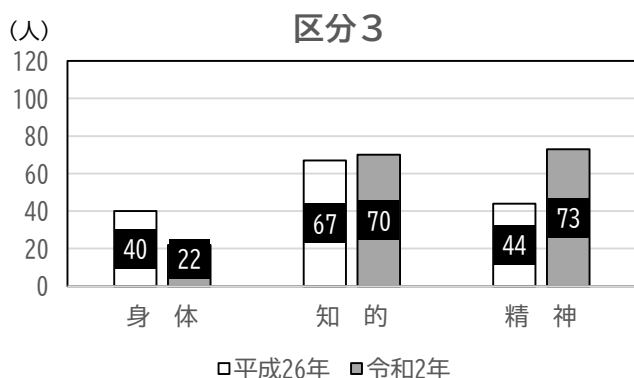
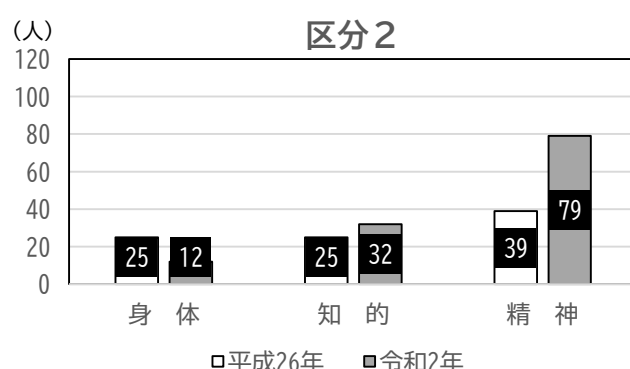
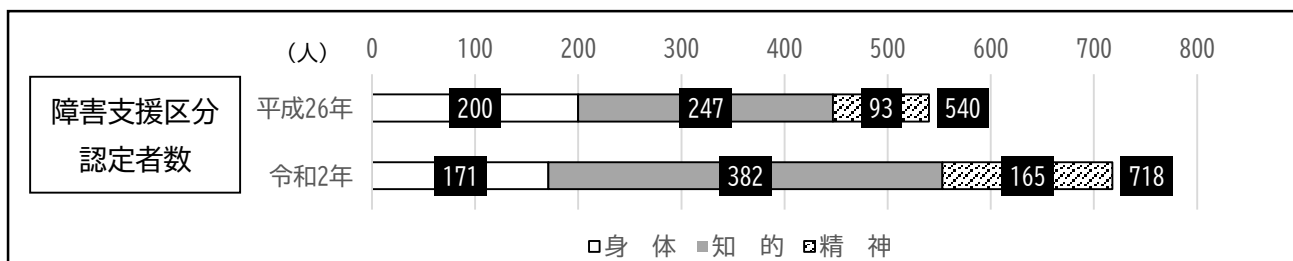
難病等医療費助成の申請件数は、令和元年では1,765件となっており、平成27年と比較すると約1.1倍の伸びとなっています。



出典：障害福祉課（各年4月1日）

(3) 障害支援区分（※）認定者数 ～障がい者の重度化が進む～

障害支援区分認定者数について、平成26年4月と令和2年4月で比較すると、6年間で178人増加しています（540人→718人）。特に、区分2の精神障がい、区分4以上の知的障がいのある方の人数が増加しています。



出典：障害福祉課（平成26年、令和2年4月1日）

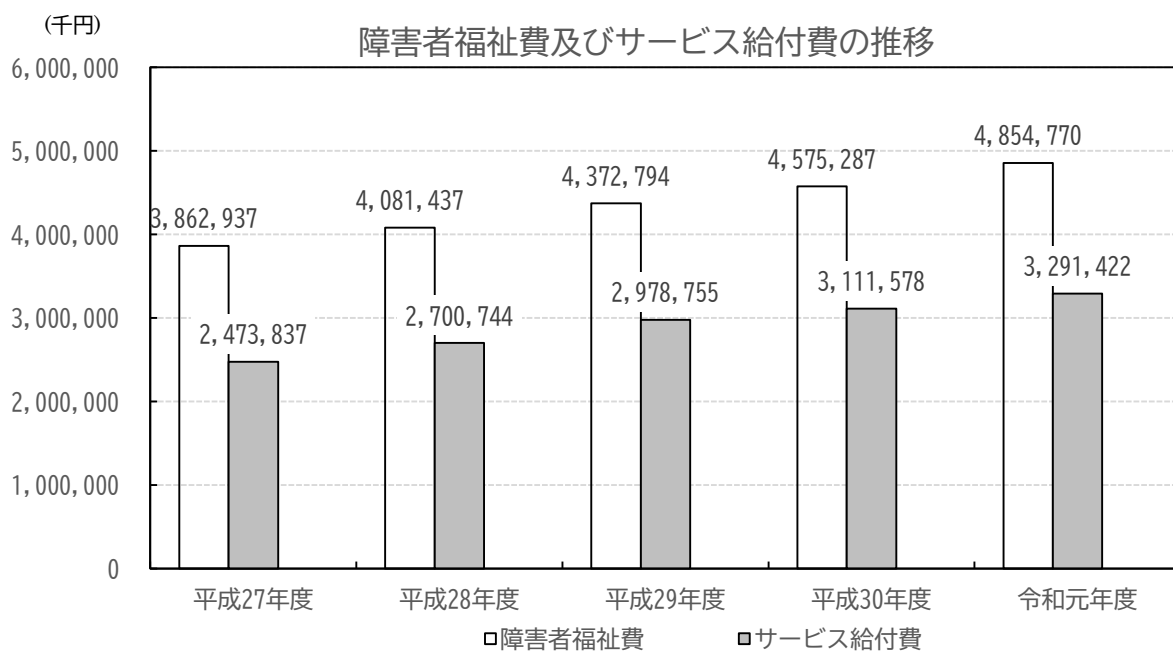
※ 障害支援区分：障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に表す6段階の区分のこと（区分1～6：区分6の方が必要とされる支援の度合が高い）。

※ 複数の障がいがある方は主たる障害種別で分類しています。

(4) 障害福祉サービス給付費の推移 ～障害福祉サービス給付費は年々増加～

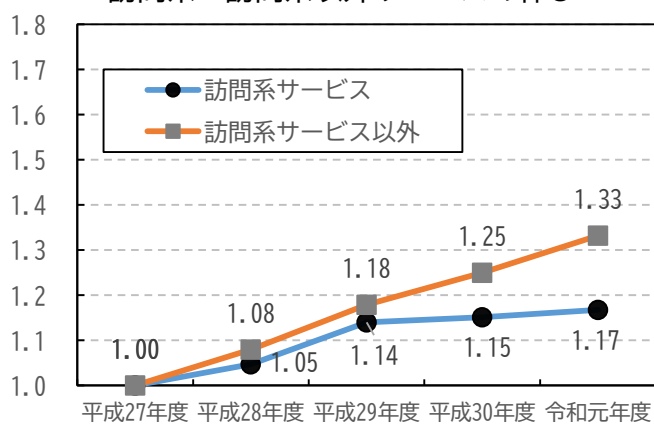
障害者福祉費及び障害福祉サービス給付費の実績は増加し続けています。令和元年度の障害者福祉費は約 48 億 5,477 万円で、うち障害福祉サービス給付費は約 32 億 9142 万円となっています。

平成 27 年度と比較すると、障害者福祉費、障害福祉サービス給付費ともに約 1.3 倍の伸びとなっています。

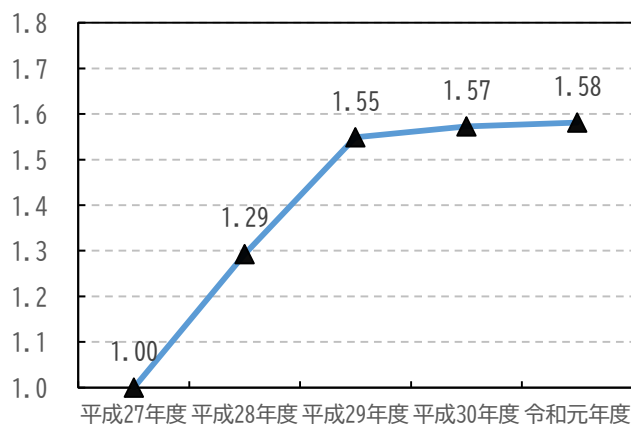


平成 27 年度実績からの伸びは、訪問系サービスでは、約 1.17 倍、訪問系サービス以外では 1.33 倍、障がい児のサービス（障害児通所支援）では約 1.58 倍となっています。

(倍) 訪問系・訪問系以外サービスの伸び



(倍) 障がい児のサービス（障害児通所支援）の伸び



出典：障害福祉課

障害福祉サービス毎の給付費の推移一覧

(単位: 千円)

種別	項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訪問系サービス	居宅介護	125,306	119,405	120,662	116,288	138,688
	重度訪問介護	417,846	451,119	497,566	503,158	487,569
	同行援護	23,450	24,971	25,468	28,476	30,359
	行動援護	11,551	9,817	15,282	17,644	18,287
	訪問系サービス小計	578,154	605,311	658,978	665,566	674,903
訪問系サービス以外	生活介護	530,491	580,828	624,011	656,611	695,196
	自立訓練（機能訓練）	1,182	1,070	207	657	2,211
	自立訓練（生活訓練）	2,874	4,297	3,484	9,192	11,991
	宿泊型自立訓練	1,360	1,638	3,496	6,218	6,742
	就労移行支援	50,717	54,589	65,523	66,243	78,186
	就労定着支援	0	0	0	442	2,944
	就労継続支援（A型）	29,090	44,509	64,507	70,971	66,510
	就労継続支援（B型）	491,884	525,215	558,704	555,325	574,007
	療養介護	76,281	76,107	76,261	80,878	75,723
	短期入所	47,649	39,182	41,482	49,941	55,074
	共同生活援助	141,700	154,463	182,559	227,245	267,864
	施設入所支援	114,897	124,929	133,623	136,220	145,432
	訪問系サービス以外小計	1,488,127	1,606,828	1,753,857	1,859,943	1,981,880
障害児通所支援	児童発達支援	48,807	47,082	47,852	53,638	50,091
	医療型児童発達支援	0	123	679	770	323
	放課後等デイサービス	216,858	296,207	362,827	362,608	368,445
	保育所等訪問支援	0	0	126	794	1,153
	障害児通所支援小計	265,665	343,412	411,484	417,810	420,012
相談支援	計画相談支援	15,975	21,534	21,361	23,910	26,454
	地域相談支援（地域移行支援）	439	62	284	188	36
	障害児相談支援	1,187	1,087	999	1,371	1,349
	相談支援小計	17,601	22,682	22,644	25,469	27,839
総合計		2,349,547	2,578,234	2,846,963	2,968,788	3,104,634

※ 上記の総合計は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス、障がい児支援に係る給付費を合計したものであり、21 ページ(6)の障害福祉サービス給付費（3,291,422 千円）と異なり、都加算給付費、高額障害サービス費等を含んでいません。

<訪問系サービス>

居宅介護、同行援護、行動援護は増加傾向にあります。重度訪問介護は平成 30 年度までは年々増加していましたが、令和元年度は一人当たり利用時間数の減により減少しています。

<訪問系サービス以外>

生活介護、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能・生活訓練）は増加傾向にあります。また、短期入所は平成 28 年度以降、増加しています。共同生活援助は、市内及び近隣市での新規グループホームの開設が増えていることから、近年急増しています。また、就労継続支援 A 型（雇用型）は令和元年度は減少に転じていますが、B 型（非雇用型）や就労移行支援は、福祉的就労を希望する精神障がいのある方が増えたことなどにより増加しています。

<障害児通所支援>

放課後等デイサービスが大半を占め、令和元年度実績は約 3 億 6,845 万円で平成 27 年度と比較すると約 1.7 倍となっています。保育所等訪問支援は、平成 28 年度までは市内や近隣市にサービス提供事業所がないことから、実績がありませんでしたが、平成 29 年度から利用が増えています。

<相談支援>

モニタリングの頻度を高めるため、訪問系サービスや短期入所などのモニタリング標準期間を短縮する見直しが行われたこともあり、相談支援の実績が増加しています。

3 多摩市障がい者生活実態調査の結果

(1) 調査の概要

① 目的

当事者やその家族の方のニーズなど、障害福祉を取り巻く環境について確認し、計画策定や今後の障害福祉施策における基礎資料とするため、おおむね計画策定年度（3年ごと）に「多摩市障がい者生活実態調査」を行っています。

② 実施期間

令和2年8月7日（金）から21日（金）まで

③ 対象者

令和2年6月末日現在、多摩市内の以下の方を対象としています。

ア 身体障害者手帳をお持ちの方（4,043人）

イ 愛の手帳をお持ちの方（823人）

ウ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（1,485人）

エ 自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けている方（953人）

オ 難病患者の方（980人）

カ 手帳をお持ちでなく障害福祉サービスなどを利用している方（313人）
（高次脳機能障害や発達障害等の精神疾患の方）

※ 多摩市における調査対象者の総数は、8,597人となりますが、今回の調査では障がい児・者の生活実態を均一に把握することを目的に各対象者別に、18歳未満と18歳以上に分けたうえで、それぞれ50%の無作為抽出により4,298人の方を調査対象者としました。

④ アンケート回答数（回収率）

回答数（回答率）：1,881人／4,298人（43.8%）

(参考) アンケート回答者の内訳 (年齢・障害別)

上段：度数 下段： %		全 体	6 歳 未 満	6 歳 ～ 1 2 歳	1 3 歳 ～ 1 9 歳	2 0 歳 ～ 2 9 歳	3 0 歳 ～ 3 9 歳	4 0 歳 ～ 4 9 歳	5 0 歳 ～ 6 4 歳
全体		1,881 100.0	16 0.9	52 2.8	44 2.3	99 5.3	137 7.3	219 11.6	322 17.1
障 害 別	身体障害	989 100.0	4 0.4	9 0.9	13 1.3	23 2.3	26 2.6	44 4.4	131 13.2
	知的障害	201 100.0	4 2.0	25 12.4	23 11.4	49 24.4	37 18.4	34 16.9	18 9.0
	発達障害	122 100.0	7 5.7	27 22.1	15 12.3	26 21.3	22 18.0	18 14.8	7 5.7
	精神障害	397 100.0	0 0.0	2 0.5	4 1.0	23 5.8	66 16.6	103 25.9	122 30.7
	高次脳機能障害	35 100.0	0 0.0	1 2.9	0 0.0	2 5.7	2 5.7	4 11.4	9 25.7
	難病（特定疾患）	318 100.0	0 0.0	0 0.0	3 0.9	11 3.5	15 4.7	39 12.3	66 20.8
	無回答	86 100.0	1 1.2	1 1.2	5 5.8	2 2.3	3 3.5	12 14.0	7 8.1

上段：度数 下段： %		6 5 歳 ～ 7 4 歳	7 5 歳 ～ 8 4 歳	8 5 歳 以 上	無 回 答
全体		387 20.6	418 22.2	173 9.2	14 0.7
障 害 別	身体障害	261 26.4	328 33.2	147 14.9	3 0.3
	知的障害	4 2.0	4 2.0	2 1.0	1 0.5
	発達障害	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	精神障害	57 14.4	13 3.3	4 1.0	3 0.8
	高次脳機能障害	11 31.4	5 14.3	1 2.9	0 0.0
	難病（特定疾患）	80 25.2	82 25.8	22 6.9	0 0.0
	無回答	14 16.3	23 26.7	10 11.6	8 9.3

※ 複数の障がいがある方は、主たる障害種別で分類しています。

(2) 主な調査結果

過去の調査と同一の項目について、経年で比較した回答結果は従来どおりの傾向でした。課題となっている情報入手や困った時の相談先、社会参加のために必要なサービス、新型コロナウイルス感染拡大による影響などの新規設問や、障がい者差別解消、災害時の対応など特徴のある結果について以下に掲載します（37 ページの「5 多摩市の課題」と対応する結果については太字・枠囲みでお示ししています）。

① 情報入手や困った時の相談先について【新規設問】

○ 福祉関連の情報の入手について困っていることはありますか。（○はいくつでも）

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	どこに情報があるかわからない	641	34.1
2	わかりやすい情報提供が少ない（わかりやすく表現されたものがない、ふりがなを振っていないなど）	356	18.9
3	デージー版、点字版、録音テープ・CD、音声レコードなどによる情報提供が少ない	15	0.8
4	パソコンなどの使い方がわからないため、インターネットが利用できない	175	9.3
5	パソコンなどを持っていないため、インターネットが利用できない	209	11.1
	計	1,881	—

○ あなたは、市役所に困った時に相談できますか。（○は1つ）

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	はい	678	36.0
2	いいえ	306	16.3
3	どちらともいえない	567	30.1
4	無回答	330	17.5
	計	1,881	100



○ （いいえと答えた方におたずねします）どうしたら市役所に相談しやすくなると思いますか（○はいくつでも）。

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	家に来て相談を聞いてほしい	56	18.3
2	夜も相談できるようにしてほしい	33	10.8
3	医者や専門家に相談を聞いてほしい	71	23.2
4	相談窓口が一本化されていてほしい	114	37.3
5	その他	93	30.4
	計	306	—

② 社会参加のために必要なサービス【新規設問】

○ 今後、社会参加するためにどのようなサービスが必要ですか。(○はいくつでも)

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	参加のきっかけとなるわかりやすい情報提供	689	36.6
2	地域のことをよく知るコーディネーターによる相談支援	251	13.3
3	コミュニケーション支援手段(手話、要約筆記、字幕、点字等)の充実	75	4.0
4	公共交通機関(バス、電車等)の交通費助成	381	20.3
5	ハンディキャブ、福祉タクシー等の移動支援サービスの充実	210	11.2
6	ガイドヘルパーによる移動支援サービスの充実	124	6.6
7	既に十分社会参加している	226	12.0
8	その他	196	10.4
	計	1,881	—

③ 障がい者差別解消について

○ あなたは、「障害者差別解消法」を知っていますか。(○は1つ)

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)	
			今回	(参考) 前回
1	内容についても知っている	93	4.9	5.5
2	知っているが詳しくはわからない	466	24.8	22.9
3	知らない	1,126	59.9	60.3
4	無回答	196	10.4	11.3
	計	1,881	100	100

○ あなたは、令和2年7月に、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」ができたことを知っていますか。(○は1つ)【新規設問】

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	内容についても知っている	38	2.0
2	知っているが詳しくはわからない	315	16.7
3	知らない	1,323	70.3
4	無回答	205	10.9
	計	1,881	100

④ 災害時の対応について

○ あなたは、地震や火事、水害などの災害の時にどのようなことが必要ですか。

(○はいくつでも)

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)	
			今回	(参考) 前回
1	災害の発生や避難指示等を障害に合わせてだれでもわかるように知らせてほしい	621	33.0	34.9
2	避難所までの誘導や案内をしてほしい	563	29.9	33.4
3	地域の人から安否確認等の声かけをしてほしい	370	19.7	22.6
4	特別な食事や入浴など障害の特性ごとに対応した避難所の生活環境の整備	378	20.1	20.1
5	オストメイト対応、車イス用、高齢者用などのトイレの整備	308	16.4	18.4
6	避難所での日常的に必要な介護や医療、医薬品、補装具の確保	545	29.0	32.6
7	避難所での手話などコミュニケーション手段の確保と情報交換	101	5.4	5.8
8	避難所での福祉事業者などとの相談体制の確保	279	14.8	16.3
9	避難所でのヘルパー、介護専門スタッフなどの確保	298	15.8	16.5
10	その他	105	5.6	4.3
11	特に不安はない	279	14.8	14.2
	計	1,881	—	—

⑤ 新型コロナウイルス感染拡大による影響について【新規設問】

○ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、生活必需品、医薬品、衛生用品を入手できずに困ったことはありましたか。（○は1つ）

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	生活必需品、医薬品、衛生用品が入手できず困った	742	39.4
2	特に困らなかった	955	50.8
3	無回答	184	9.8
	計	1,881	100

○ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、利用サービスを自粛しましたか。

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	利用サービスを自粛した	230	12.2
2	自粛しなかった	257	13.7
3	無回答	1,394	74.1
	計	1,881	100

○ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、外出自粛したことにより、健康に変化はありましたか。（それぞれ1つずつに○）

No.	カテゴリ	【感染拡大前】			【感染拡大後】	
		件数	構成比(%)		件数	構成比(%)
1	とても健康である	162	8.6	⇒	123	6.5
2	健康である	1,012	53.8	⇒	879	46.7
3	あまり健康でない	429	22.8	⇒	514	27.3
4	健康でない	93	4.9	⇒	149	7.9
5	無回答	185	9.8	⇒	216	11.5
	計	1,881	100	⇒	1,881	100

○ 今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、外出自粛したことにより、明るく、楽しい気分で過ごせなくなった、気分の落ち込みがあったなど日常の気分に変化はありましたか。（○は1つ）

No.	カテゴリ	件数	構成比(%)
1	日常の気分に変化はあった	845	44.9
2	日常の気分に変化はなかった	828	44.0
3	無回答	208	11.1
	計	1,881	100

⑥ 今後の市の障がい者施策について

○ 今後、多摩市の障がい者施策は、特にどのようなことを充実させていけばよいと思いますか（各カテゴリー（表の二重線で分けている部分）で○は1つもしくは無し）。

No.	カテゴリー		件数	構成比(%)	
				今回	(参考) 前回
1	障害者差別解消法に関する施策	障害者差別解消法に係る国の指針や市職員対応要領に基づく市職員の適切な対応の推進	357	19.0	19.9
2		市民や企業等への障がい者差別解消に向けた理解促進及び啓発	449	23.9	21.8
3	ハード面・街づくり・インフラ整備	障がい者や高齢者にやさしい「福祉のまちづくり」の推進	470	25.0	24.5
4		障がい者に適した暮らしやすい公営住宅などの整備促進	266	14.1	17.7
5		地域利用施設の整備	103	5.5	5.1
6		交通機関等の利用を容易にする施策	237	12.6	12.1
7	ソフト面・社会参加・コミュニティ	障がい者と対等の関係づくりや交流を促進するなど、相互理解を深める事業の充実	447	23.8	23.9
8		ボランティア活動の推進	143	7.6	8.9
9		スポーツやレクリエーション、文化活動などの余暇活動支援の充実と参加の推進	182	9.7	9.2
10	自立支援・教育	初等教育機関における障がい児への教育の整備・推進・実施	143	7.6	9.1
11		障がいのある子どもたちの可能性を最大限に伸ばすような教育の実施	341	18.1	16.9
12		ホームヘルパーやグループホーム、ガイドヘルパーなど生活支援サービスの充実	232	12.3	13.8
13		自立生活に向けた言語訓練や機能訓練等の専門のリハビリテーション	109	5.8	6.8
14		放課後活動の充実	44	2.3	1.6
15	就労支援・日中活動	障がい者が働ける配慮のある職場の紹介や情報提供	373	19.8	19.2
16		一般就労へ向けた訓練や就労の定着を図る雇用施策の充実（ジョブ・コーチ等）	134	7.1	8.5
17		生活相談をはじめ就労・就学のための総合的な相談窓口（就労支援センター）の充実	173	9.2	9.3
18		地域活動支援センターも含め、生活介護や自立訓練などの日中活動の場の充実	183	9.7	11.2
19	医療・保健・療育	医療・保健・福祉・教育の連携と一貫した支援の充実	340	18.1	18.8
20		医療費負担の軽減や年金や手当等の経済的援助	582	30.9	35.7
21		障害の早期発見と、早い段階での適切な療育	141	7.5	7.7
22	相談・情報提供	手話通訳・要約筆記者派遣制度の充実	34	1.8	1.3
23		点字図書・字幕放送・わかりやすく表現された資料等の障害の特性に応じた情報提供の整備・充実	55	2.9	1.9
24		緊急時の連絡手段の確保	198	10.5	9.3
25		地震や台風など災害時の避難や支援体制の強化	257	13.7	15.0
26		障がい者のための身近な相談支援体制の充実	373	19.8	21.3
27	その他	その他	40	2.2	1.3

4 計画策定に係る事業所アンケート調査の結果

(1) 調査の概要

① 目的

多摩市内の障害福祉サービス等事業所が、日頃感じている障害福祉サービス等に関する課題や新型コロナウイルス感染症への対応、障害施策に関する意見等を伺い、第6期多摩市障害福祉計画及び第2期多摩市障がい児福祉計画の策定や今後の施策反映のための基礎資料とするために実施しました。

② 実施期間

令和2年8月31日（月）から9月15日（火）まで

※ 10月9日（金）から14日（水）にかけて再調査を実施

③ 対象

多摩市内の障害福祉サービス等事業所

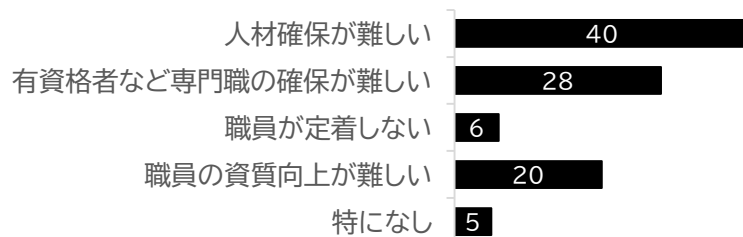
④ アンケート回答数（回収率）

96事業所／188事業所（約51.1%）

(2) 主な調査結果

① 人材確保についてどのような課題がありますか。(3つまで)

人材確保における課題について、「人材確保が難しい」が最も多く、次に「有資格者など専門職の確保が難しい」、「職員の資質向上が難しい」の順となっています。



② 今後、人材確保のために市がどのような取組を行うと効果的だと考えますか。(3つまで)

今後、人材確保を効果的に行うために市が行うべき取組について、「地域住民や学生等に対する事業所の存在と魅力の発信」が最も多く、次に「介護未経験者や初任者向け研修の実施」、「潜在的有資格者向け研修等の実施」の順となっています。



③ 新型コロナウイルス感染症の影響がある中、事業継続していくための対応等について

（人的・物的支援等）

- 資格がなくても事業所に登録して介護に入れる現在の緊急対応は有効なので、完全にコロナが収まるまで継続してほしい。
- 物的支援として、マスクや消毒・清掃用アルコールの配布など、感染拡大防止に向けた消耗品の配布があると、利用者、職員共に通所や勤務の安心に繋がると考えられる。

（集団感染発生や災害に備えた対応）

- 有事の際(新型コロナウイルス感染等)に、1 事業所に対応するのではなく、市のバックアップの下で対応できる仕組みづくり。適切なサービス利用を促進するような発信。定期的な状況把握による、リアルタイムに対応可能な体制づくり。
- 災害時に支援するために必須な物品の不足が多々発生する。平素ストックしておくためのスペースもないので災害時に物的支援が充実できるようなシステムが求められる。
- 障害福祉事業所の災害対策及び計画、防災訓練を市内事業所で合同で取り組みたい。年に最低2回の防災訓練をそれぞれに実施していると思うが、大規模災害の時には役に立たないので、社協や企業も含めて取り組めないか。利用者も職員も不安を持っている。
- 各所で話し合っている災害対策を集約する場が必要。市（防災、障害、高齢、教育、その他）、社協、警察、消防、地域、病院等の関係機関の連携ができないか。
- 感染者が出てしまった事業所や施設を非難・中傷しないようにするための啓蒙活動。

（市、事業所間の情報共有の仕組み、協力体制の構築）

- 感染拡大を防ぐため、市や事業所間の情報共有。関係している学校との情報共有。
- これまでの感染者が出た時の実際の対応からポイントや課題を教えてほしい。
- 都や国からの発信をわかりやすくしてほしい。
- 障がい者が感染し、諸々の手続きをする際、当然事業所でも介入し支援するが、それでも先方の対応が遅れたり、たらいまわしにされるような場合に、障害福祉課と連携できるような仕組みをつくってほしい。
- 事業所の危機管理体制の強化するためにも、行政を中心とした情報の収集・発信の仕組みづくりが必要。

（就労継続支援事業所への支援）

- 日中活動系サービス事業所への必要な支援の聞き取りの上、自主製品の販路拡大や新たな受注作業などの仕組みの構築。

（PCR検査等を受けられる体制の確保）

- 発熱者が出た場合、その後の事業継続が可能か否かの指標がPCR検査しかないため、発熱者及び、濃厚接触者が直ちに検査を受けられる体制と、事業継続における助言等の支援体制が必要である。
- 感染のリスクを抱えながら活動するヘルパーが希望すれば、PCR検査等を容易に受けられる仕組みと費用負担を検討してほしい。

（在宅支援の継続、場所の確保）

- 在宅支援サービスの特例をしばらくは継続してほしい。特に多摩市は小規模な施設が多い中で、利用者全員が通所することは過密を防ぎきれない。
- コロナの影響で、利用人数を制限している。そのため毎日在宅支援の利用者がいる。本来なら通所することが望ましい人も、限られたスペースの中、密を避けるため元々の人数には、戻すことは出来ずに支援している。サービスを継続させるためにも新たな提供場所が必要である。
- コロナに対する心的不安を訴える保護者や子ども、公共機関を利用する人もいるため、代替支援(在宅支援)の期間の延長をお願いしたい。

（ICT活用）

- 相談支援連絡会等で新型コロナウイルス陽性者や疑いのある利用者への対応、感染防止対策として、ICT活用事例を含めた情報共有の機会を作っていただきたい。オンライン会議を実施することもあり、ICT活用に関しては市としても推進してほしい。
- オンライン会議、オンライン研修の推進。環境設定が難しい事業所等への支援・補助。

④ 障害福祉施策に関する市への意見や、今後進めるべき取組等について

（人材確保のためのPR）

- 人手不足解消策について、事業所任せにするのではなく、市として対策をしてほしい。社協と連携して、学生や地域住民が介護に携われるように企画やイベント、研修等を行い、そこに集まった人がサポーターに登録しやすいよう、市としてもPRする。多摩市障害者差別解消条例のPRの際にも、実際に障がい者と関わってみる方法の一つとしてサポーター制度を説明するなど、積極的な取組をしてほしい。
- 各事業所が研修等にスタッフを派遣させたときの事業所に対する補助（人的、あるいは金銭的補助）
- 無資格者に、市が実施する介護職員初任者および実務者研修を受けてもらい、市内のヘルパー事業所に配置する等。

（わかりやすい情報提供、情報発信）

- 施策を分かりやすい言葉で伝えてほしい。

（事業に関する相談窓口）

- 新しく事業を始める時に相談に乗って欲しい。そのような窓口があるとよい。
- 事業存続に関する相談窓口。

（相談支援の仕組みの構築）

- 本人・家族の高齢化など世帯単位での多様な支援がますます必要となると考えられる。障害福祉のみならず他の分野（高齢・児童・医療・生活福祉等）との相談支援の仕組みの構築についての検討。
- 現在の市のケースワーカーが地区担当を持って細やかに対応している体制を継続してほしい。

（市と事業所、事業所間の連携）

- 計画相談支援事業と各種サービス（居宅支援、通所支援、ショートステイ）等、事業者間の顔合わせが定期的に出来ような仕組みがあると良い。
- 平成28年度に多摩市児童・発達連絡会が設置されたことで、市内の事業所間の連携が取りやすくなってありがたい。今後も市と協働しながら、質の向上に向けて取り組んでいければと思う。

（他分野との連携）

- 高齢者施策ともう少し連携して動けるようなシステムがあるといい。高齢者の取組みで参考になるものを障害に取り入れる、だけではなく、一緒に動ける（システムを共有できる）ようになるといい。

（サービス提供体制の充実、事務の効率化）

- 移動支援、ショートステイ、日中一時などを使いたい時に使える社会資源の確保が現状できないので、現状を把握して対策を講じて頂きたいです。
- 地域生活支援事業の報酬の見直しをしてほしい。家賃補助の継続をお願いしたい。
- 市内在住障がい者の誰もが支えあいながら安心していきいきと暮らせるまちづくりのために、移動支援等障がい者の寄り所になる組織づくりを行政として支援していただきたい。

（医療的ケア児や重症心身障がい児が他の子どもたちと関われる場づくり）

- 医療的ケア児や重症心身障害児がもっと他の子どもたちと関われる場づくりが必要だと考えている。現在も少しずつ行っているが、保育所や普通学校の入学等も施策として進めてほしい。

（制度の狭間にある子どもたちへの支援）

- 制度の狭間にある子どもたちへの支援の仕組みづくりと、支援の専門性の確保。特に不登校、ひきこもり、被虐待児への支援は、教育、医療、地域との連携が必須。子どもとその家族を支援する総括的な仕組みが必要。

5 多摩市の課題

第2章の2「多摩市の状況」、3「多摩市障がい者生活実態調査の結果」、4「計画策定に係る事業所アンケート調査の結果」から見える多摩市の課題は、次のとおりです。

(1) 障がい者や支援する家族の高齢化、障がい者の重度化、障がい者・児数の増加、障害福祉サービス給付費の増加

- 近年、8050問題（80代の親が50代の子どもの生活を支えているという問題等。主な要因は、ひきこもりの長期高齢化等）等の複合的な課題への対応が求められている中、障害福祉分野においても、障がい者や支援する家族等の高齢化、障がい者の重度化が進むとともに、障がい者・児数が増加しています。その中でも、将来にわたり安定的にサービス提供していくため、人材確保・育成や処遇面の改善などが課題となっています。
- また、障害福祉サービス費等が年々増加し、厳しい財政状況が続いています。サービス提供体制の確保や市の財源確保に向け、国・東京都へ継続的な要請をしていく必要があります。

(2) 「障害者差別解消法」や「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づく取組の推進

- 「多摩市障がい者生活実態調査」では、約6割の方が「障害者差別解消法」を知らない、約7割の方が「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を知らない、と回答している状況です。このため、差別解消や障害理解を広める取組を幅広く進めていく必要があります。

(3) わかりやすい情報提供・情報発信

- 「多摩市障がい者生活実態調査」において、3割以上の方が、福祉関連の情報について「どこに情報があるかわからない」、約2割の方が「わかりやすい情報提供が少ない」と回答しています。また、社会参加のために必要なサービスについて、約4割の方が「参加のきっかけとなるわかりやすい情報提供」が必要と回答しています。
必要な情報を確実に、正しくお伝えし、必要なサービスや支援、社会参加につなげられるよう、わかりやすい情報提供・発信をしていく必要があります。

(4) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の対応

- 「多摩市障がい者生活実態調査」や「計画策定に係る事業所アンケート」では、特に、新型コロナウイルス感染症の流行時に、地震や台風など災害が発生した場合の対応について、障がい当事者から「災害の発生や避難指示等を障害に合わせてだれでもわかるように知らせてほしい」などのご意見や、事業所や支援者からも災害時の避難や支援体制の強化など様々なご意見をいただいています。
- こうしたご意見を踏まえ、災害時にも必要な支援が受けられるよう、災害時の避難や支援体制を検討していく必要があります。

第3章 第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画

障害福祉サービス、障がい児支援等のサービス提供体制の確保に関する考え方については、国の基本指針に基づき、次のとおりとします。

1 サービス提供体制の確保に関する考え方

- 質の高いサービスを提供するためには、サービスの供給体制が整っている必要があります。しかし、市内の各事業所においては、サービス提供を行う人材の確保・育成や処遇面の改善などが課題となっています。
- 障がいのある方の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的にサービス提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、人材の確保に向けた取組を事業所のご意見を伺いながら検討します。また、処遇面の改善に向けて、国や都に働きかけていきます。
- サービス提供の前提として、「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」（令和2年7月施行）等に基づき、障がい者の人権を尊重し、不当な差別的な取扱いを禁止するとともに、合理的な配慮が受けられるようにします。
- 「多摩市障がい者生活実態調査」では、「障害者差別解消法」や「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」を知らないと回答している方が多い状況です。このため、リーフレットの配布、講演会等を通じて差別解消や障害理解を広める取組を進めるとともに、「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」で具体的な取組を検討します。
- また、「多摩市障がい者生活実態調査」において、多くの方が、「どこに福祉関連の情報があるかわからない」、「わかりやすい情報提供が少ない」、「社会参加のきっかけとなるわかりやすい情報提供」が必要と回答しています。
必要な情報を確実に、正しくお伝えし、必要なサービスや支援、社会参加につなげられるよう、ルビを振る、絵や図を使った資料の活用、筆談や読み上げなど個々の障害特性に配慮した方法によって情報提供を行います。また、情報発信について、近年はSNSなど様々な手段がありますが、どのようにしたら上手く伝わるのか、効果的な発信方法について多摩市地域自立支援協議会などで検討を行います。

- 「障害者総合支援法」の理念（※40ページ参照）を踏まえ、障がい者等の自己決定を尊重しながら、自立と社会参加の実現を図るための取り組みを進めます。
- 市の「多摩市地域福祉計画」と連動しながら、地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会（※1）の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、相談支援体制の充実・強化や、地域生活支援事業の移動支援、意思疎通支援などを活用し、多様な社会参加に向けた支援など包括的な支援体制の構築に取り組めます。
- 「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」の基本理念（※40ページ参照）を踏まえ、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援するため、障害の状態にかかわらず、早い段階から身近な地域で生活できるよう支援の充実を図ります。また、地域の保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携の上、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。さらに、地域の保育、教育等と協働した支援を利用できるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン（※2））を推進します。

※1 地域共生社会…制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

※2 インクルージョン…社会的孤立・排除等から援護し、地域社会の一員として包み支え合うこと

(※) 障害者総合支援法、児童福祉法、子ども・子育て支援法の基本理念

◎ 障害者総合支援法

第一条の二 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

◎ 児童福祉法

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

○2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

○3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

◎ 子ども・子育て支援法

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

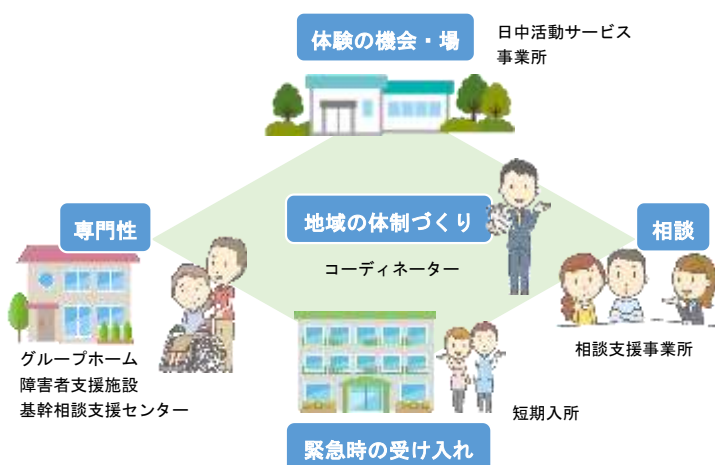
2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する考え方

- 必要な訪問系サービスや日中活動系サービスを保障します。このことにより、障がい者等の地域における生活の維持、継続が図られるようにします。
- 入所等から地域生活への移行、地域での自立生活の継続を支援するため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、自立訓練などのサービス提供を推進します。また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個別のニーズの把握に努めます。
- 多摩市には、重度障がい者や発達障がい者を医療・福祉の両面で支える療育施設、知的障がい者の入所施設、入院もできる精神科病院や、個々の障害の状況にあった支援が行える地域の障害福祉サービス事業所などがあり、障がいのある方々の生活を支えています。地域生活支援拠点等の面的整備として、これらの特徴を生かし、現在あるネットワークを強化する形で、地域全体で障がい者の生活を支える体制を整備します。
- 精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、多摩市で国に先駆けて取り組んでいる、横断的な相談・支援体制である「多摩市版地域包括ケアシステム（5 ページ参照）」の中で、国の基本指針に基づく「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた検討を進めていきます。
- 就労支援について、就労移行支援や就労定着支援を推進するとともに、障害者総合支援法外の事業として実施している市の就労支援センター事業や障がい者チャレンジ雇用「ハートフルオフィス」事業やその他庁内各部署で行っている就労支援事業も活用することで、障がい者の福祉施設から一般就労への移行や定着を進めます。

【厚生労働省の示す地域生活支援拠点等の面的整備のイメージ】



※地域生活支援拠点等…障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。①相談、②緊急時の受け入れ、対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つが柱となる。

出典：厚生労働省「地域生活支援拠点等の整備について」

(2) 障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方

- 早い段階で障害に気づき、本人やその家族等が、障害の状態や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で障害福祉サービスや障がい児支援が受けられるよう、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、学童クラブ等や、市役所内の関係部署と緊密な連携を図るとともに、事業所等連絡会も活用しながら児童の発達に関わる相談・支援機関との連携を深め、地域における支援体制の整備を推進します。
- 保育所等訪問支援や医療的ケア児への支援等を実施する事業所による、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、学童クラブ等の児童の育ちの場での支援体制を構築し、障がい児の社会参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 卒業時において、就労も含め、卒業後の支援に円滑に引き継がれるよう、教育委員会と障害福祉サービスを提供する事業所等との連携体制を構築します。
- 専門的な支援が必要な障がい児（重症心身障がい児、医療的ケア児等）への支援策について、「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」において、コーディネーターの配置を含めて検討を行います。
- 発達障がい者等に対して適切な支援を行うためには、発達障害を早期かつ正確に診断し、個々の障害特性に応じた支援を行う必要があることから、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関を確保することが重要です。また、発達に配慮が必要な児童が、専門医療機関の初診までの待機期間が長くなっていることが課題であり、地域の医療機関との連携や相談支援体制等の検討を行います。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する考え方

- 障がいのある方が、地域において自立した日常生活や社会生活を営めるよう、地域の相談支援体制について改めて検証・評価を行い、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言、人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を行います。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害分野の相談支援体制だけでなく、分野を超えて地域で関係機関が連携できるよう、地域における相談支援体制の強化を図ります。
- 障がい児本人やその家族等へ、障害がはっきりわからない段階から、個々の発達の状態に応じて、関係機関と連携しながら継続的な相談支援を行います。相談支援は関係機関をつなぐ重要な役割を担っているため、事業所等連絡会や研修等を通じて、その質の確保と向上を図りながら、支援の提供体制の構築を進めます。
- 発達障がいやその傾向のある方に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者（児）等の家族支援を関係機関と連携しながら充実を図ります。

2 新型コロナウイルス感染症対策と感染症を踏まえた災害対応について

- 新型コロナウイルス感染症は、この先すぐに終息するものではなく、中長期的に影響を及ぼすものと考えられます。その中でも、障害福祉サービス、障がい児支援等のサービスは、利用者やその家族にとって欠かせないサービスであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者へ必要なサービスが継続的に提供されるようにしていく必要があります。
- これまで、市では、障害福祉サービス事業所への支援策として、感染防止対策に必要な費用などに使える応援金や、施設で集団感染が発生した場合に使える給付金の創設、国通知に基づく一定の要件のもと無資格者によるサービス提供を認める取扱い、放課後等デイサービスの利用者負担の一部免除、障がい者就労施設への布製マスク作成業務委託、人工呼吸器非常用電源設備購入費助成、都一括購入・市備蓄マスクの配布、国が優先調達したエタノール配布などの取り組みを行ってきました。
- 今回の新型コロナウイルス感染拡大による影響について、「多摩市障がい者生活実態調査」では、障がい当事者のうち、約4割の方が生活必需品や医薬品、衛生用品等を手でできずに困っていたことや、約1割強の方が利用サービスを自粛したこと、約5割弱の方が外出自粛により日常の気分が落ち込むなどの変化があったと答えています。
- また、市内事業所からは、「計画策定に係る事業所アンケート」等を通じて、就労継続支援事業所の工賃収入が減少していること、密を避けるためのスペース確保が難しいこと、感染を防ぐための送迎対応で苦勞されていること、マスクや消毒用アルコールなどの物的支援の継続が必要なこと、感染者が発生した場合の対応マニュアルや情報共有の仕組みが必要なことなど様々なご意見をいただいています。
- 特に、新型コロナウイルス感染症の流行時に、地震や台風など災害が発生した場合の対応について、障がい当事者からは「災害の発生や避難指示等を障害に合わせてだれでもわかるように知らせてほしい」などのご意見や、事業所や支援者からも災害時の避難や支援体制の強化など様々なご意見をいただいています。
- こうしたご意見を踏まえ、個々の状況やニーズを踏まえた対応ができるよう、市としてどのような支援ができるのか検討していきます。特に、災害時の避難については、これまでの災害への対応で様々な課題が浮き彫りになったことから、二次避難所の早期開設や避難手段の確保、避難訓練の実施など、現状の課題に対応できるよう幅広く検討を進めていきます。また、災害時における偏見や差別を防止するため、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づく、障がい者への差別解消や障害・障がい者への理解を広める取り組みを進めていきます。

3 サービス提供体制の確保に係る目標

国の基本指針に基づき、次のとおり、サービス提供体制の確保に係る目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の考え方》

- ① 令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- ② 令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減する。
- ※ 第5期計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、上記の割合に、未達成割合を加えた割合以上を目標値とする。

- ① 施設入所者の地域生活移行者数については、第5期計画では目標値4人に対し、実績は4人で目標を達成する見込みです（令和2年9月時点）。

第6期計画では、国の考え方に即し、令和元年度末時点の施設入所者87人の6%以上の6人（6.9%）が地域生活へ移行することを目標とします。このため、地域生活へ移行を希望される方がいる場合には関係機関と連携を図りながら、移行できるよう支援します。

- ② 施設入所者数については、第5期計画では89人以下という目標に対し、実績は88人で目標を達成する見込みです（令和2年9月時点）。

第6期計画では、地域へ移行する方がいる一方で、入所待機者も一定数いる現状を踏まえ、第5期の本市の考え方を引き継ぎ、令和2年9月現在の施設入所者数88人以下を目標とします。

【第6期目標】

項目	目標
① 施設入所者の地域移行者数	⇒ 6人 (令和元年度末時点の施設入所者87人の6%以上)
② 施設入所者数	⇒ 88人以下 (令和2年9月現在の施設入所者数88人以下)

（参考）第5期振り返り ※ B～Eの実績値は、令和2年9月時点の値

	項目	実績値
A	平成28年度末時点の施設入所者数	87人
B	新たな施設入所者数	10人
C	施設入所者の地域生活移行者数 【当初目標】 4人	4人
D	施設入所者の地域生活移行者数以外の施設退所者数	5人
E	令和2(2020)年度末時点の施設入所者数（見込）【当初目標】 89人以下 (A + B - C - D)	88人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（※）の構築

《国の考え方》

- ① 令和5年度において、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上とする。
- ② 令和5年度末における、精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ③ 令和5年度において、精神病棟における早期退院率を入院後3カ月69%以上、6カ月86%以上、1年時点の退院率92%以上とする。

①～③の、精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病棟における早期退院率については、都道府県が目標設定することから、本市においては目標設定を行いません。

本市では、東京都が設定する目標達成に向け、東京都が算出した、令和5年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う多摩市の基盤整備量62人という数値を踏まえ、グループホームの整備や必要な地域相談支援、障害福祉サービス等を下表のとおり活動指標として設定し、退院後の生活基盤の整備を図ります。

なお、第5期計画における成果目標「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」については、事業所等連絡会や関係機関へのヒアリングなど現場の意見を伺いながら検討を行いましたが、令和2年度までの協議の場の設置には至りませんでした。

今後、多摩市で国に先駆けて取り組んでいる、横断的な相談・支援体制である「多摩市版地域包括ケアシステム（5ページ参照）」の中で、国の基本指針に基づく「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた検討を進めていきます。

第6期計画では、障害分野に特化した相談体制について検討するため、令和3年度までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、令和5年度末までの間、年1回以上開催することなどを下表のとおり活動指標として設定します。

【第6期目標】

項目	目標
① 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 ② 精神病床における1年以上長期入院患者数 ③ 精神病棟における早期退院率	⇒ 市では数値設定しない （東京都で数値設定）

<活動指標>

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 保健・医療・福祉関係者による協議の場	開催回数	1回	1回	1回
	目標設定・評価の実施回数	1回	1回	1回
	参加者数	10人	10人	10人
② 精神障がい者の地域移行支援の利用者数		3人	4人	5人
③ 精神障がい者の地域定着支援の利用者数		3人	3人	3人
④ 精神障がい者の共同生活援助(グループホーム)の利用者数		43人	48人	55人
⑤ 精神障がい者の自立生活援助の利用者数		1人	1人	1人

※ ②～⑤の利用者数については、「第3章5 各サービスの見込み量」(60ページから63ページ)で設定している計画値と同一。

※ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム…精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

《国の考え方》

令和5年度末までの間、拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討する。

※ 地域生活支援の拠点等の整備に当たって求められる機能

- ① 相談体制（地域生活への移行、親元からの自立等）
- ② 体験の機会・場の提供（一人暮らし、グループホーム等への入居等）
- ③ 緊急時の受入れ・対応体制の確保（短期入所の利便性・対応力の向上等）
- ④ 専門性の確保（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤ 地域の体制づくり（サービス拠点の整備、コーディネーターの配置等）

地域生活支援拠点等の整備にあたっては、上記の5つの機能を集約する多機能拠点整備型、又は拠点の整備を行わず、地域の複数の機関が分担して機能を担う面的整備型があります。

本市では、平成28年度から地域自立支援協議会の下部組織である「地域生活支援専門部会」において、市内事業所や医療機関を対象としたアンケートなどを踏まえて検討した結果、現在のネットワークを強化する形での面的整備型により整備するものとしています。

多摩市には、重度障がい者や発達障がい者を医療・福祉の両面で支える療育施設、知的障がい者の入所施設、入院もできる精神科病院や、個々の障害の状況にあった支援が行える地域の障害福祉サービス事業所などがあり、障がいのある方々の生活を支えています。

今後、これらの特徴を生かし、現在あるネットワークを強化する形で具体的な検討を行い、個々の機関の役割分担を明確化し、地域全体で障がい者の生活を支える面的体制を整備する予定です。

第6期計画では、個々の機関の有機的な連携による支援体制の構築に向け、国の考え方に即し、令和5年度末までの間、地域生活支援専門部会を年1回以上開催し、運用状況を検証及び検討することを目標とします。

【第6期目標】

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備、確保	⇒ 令和5年度末までの間、地域生活支援専門部会を年1回以上開催し、運用状況を検証及び検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の考え方》

- ① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の数を、令和元年度実績の1.27倍以上とする。また、各サービスにおける就労移行の目標値は次のとおりとする。
 - （ア）就労移行支援事業から一般就労への移行者数：1.30倍以上
 - （イ）就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数：1.26倍以上
 - （ウ）就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数：1.23倍以上
- ② 障がい者の一般就労の定着に係る目標値について、次のとおりとする。
 - （ア）令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用する。
 - （イ）令和5年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

※ 第5期計画で定めた令和2年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、上記の割合に、未達成割合を加えた割合以上を目標値とする。

- ① 福祉施設利用者の一般就労への移行者数については、第5期計画では、目標値23人に対し、実績値14人で目標を下回りました。

第6期の目標値の設定に当たっては、国の考え方では、第5期計画における数値目標の未達成割合を加味することとされています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比べ一般就労への移行が難しくなっている状況があることから、第5期における数値目標の未達成割合は加えないものとします。その上で、国の考え方に即し、令和5年度の目標値を下表のとおり設定します。

- ② 障がい者の一般就労の定着に係る目標値については、第6期計画において新たに設定されました。国の考え方に即し、令和5年度の目標値を次ページの表のとおり設定します。
- ③ 「東京都障害者・障害児施策推進計画」において、成果目標として「区市町村障害者就労支援事業利用による一般就労者数」が設定されていることを踏まえ、多摩市障がい者就労支援センター「なちゅ〜る」の利用者の一般就労への移行者数についても、次ページの表のとおり設定します。

【第6期目標】

項目	令和元年度 実績値	令和5年度 目標値	目標値の設定根拠
① 福祉施設利用者の 一般就労への移行者数	14 人	20 人	実績 14 人の 1.27 倍以上 (国の考え方と同じ)
(ア) 就労移行支援事業から 一般就労への移行者数	12 人	16 人	実績 12 人の 1.30 倍以上 (国の考え方と同じ)
(イ) 就労継続支援 A 型事業から 一般就労への移行者数	0 人	1 人	国の考え方では 1.26 倍以上の増加を 目指しているため 0⇒1 人とする。
(ウ) 就労継続支援 B 型事業から 一般就労への移行者数	2 人	3 人	実績 2 人の 1.23 倍以上 (国の考え方と同じ)
② (ア) 就労定着支援事業利用者数		14 人	(1) の目標値 20 人のうち、 7 割以上の 14 人が就労定着支援事業 を利用 (国の考え方と同じ)
(イ) 就労定着率が 8 割以上の 就労定着支援事業所の割合		—	多摩市内には就労定着支援事業所が ないため、目標設定しない。
③ 多摩市障がい者就労支援センタ ー「なちゅーる」利用者の一般就労 への移行者数	47 人	60 人	実績 47 人の 1.27 倍以上 (国の考え方に準拠)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センター（※１）の設置及び保育所等訪問支援（※２）の充実

《国の考え方》

- ① 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置する。
- ② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、令和５年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

（※１） 児童発達支援センターは通所サービスを利用する児童やその家族に対する支援を行うほか、専門機能を活かして地域の児童やその家族への相談、発達支援が必要な児を預かる施設への助言・支援を行うなど、地域の中核的な療育支援施設であり、人口１０万に１カ所が設置の目安とされています。

（※２） 保育所等訪問支援は保育所や幼稚園、学校等に通っている障がいのある児童や発達支援が必要な児童が、集団生活において、より過ごしやすいように、療育の専門職が保育所等に出向き、職員に対して助言・支援を行う事業であり、標準的には２週間に一回程度の利用が目安とされています。

- ① 本市では、児童発達支援センターの指定を受けている事業所が１カ所あり、目標は達成しています。さらに、障害福祉課の発達支援室においても、発達障害児（者）に対する総合相談、児童発達支援事業、家族支援、関係機関への巡回相談等を実施しています。

相談件数が増加している中、相談や発達検査を受けるまでの予約待機期間が長くなっている課題があります。早期相談・支援ができるよう、地域支援体制の充実を図ります。

- ② 本市では、児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において保育所等訪問支援を提供している事業所は３カ所となっており、国の示す目標は達成しています。

今後も保育所等訪問支援を適切に利用しながら、各々の生活集団において、一人ひとりの状況にあった支援が行われるよう関係機関との連携体制を構築していきます。

【第６期目標】

項目		目標
① 児童発達支援センターの設置	⇒	設置済み
② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		市内の事業所において 保育所等訪問支援を提供中

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

《国の考え方》

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保する。

本市では、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所が2カ所、放課後等デイサービス事業所が3カ所あり、既に目標を達成しています。

今後、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるよう、支援を行う上での課題を整理するとともに、重症心身障がい児のニーズを踏まえ、必要な支援体制を検討していきます。

【第6期目標】

項目	目標
① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	⇒ 1カ所以上設置済み 児童発達支援事業所：2カ所 放課後等デイサービス事業所：3カ所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

《国の考え方》

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

本市では、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場として、令和元年度に「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」を設置しています。

今後、協議の場において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討し、令和5年度末までにコーディネーターを1人配置することを目標とします。

【第6期目標】

項目	目標
① 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場	⇒ 令和元年度に「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」を設置済み
② 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	⇒ 令和5年度末までにコーディネーターを1人配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の考え方》

令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

障がいのある方への相談支援については、個々の状況やニーズに応じて、関係機関との個別ケース会議等を通じて、障がい当事者の困りごとや課題解決に向けた対応を行っているところですが、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、(2)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」や、(3)「地域生活支援拠点等の整備」にあわせて、相談支援体制の充実、強化等を図る必要があります。

このため、国の考え方に即し、令和5年度末までに、障害の状態や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

具体的には、下表のとおり活動指標として設定するとともに、令和2年度に厚生労働省が行っている調査研究結果において参考事例が示される予定であり、その内容も踏まえて取組内容を検討するものとします。

【第6期目標】

項目	目標
総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	⇒ 令和5年度末までに実施体制の確保

<活動指標>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 総合的・専門的な相談支援	検討	検討	実施
② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	0件 (指導体制の検討)	1件 (指導体制の実施)	1件 (指導体制の実施)
③ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数(※)	2件	2件	2件
④ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数(※)	2回	2回	2回

※ ③、④については、年2回の事業所等連絡会の開催を通じて、人材育成の支援や連携強化の取組を実施するものとして設定。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の考え方》

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供することが重要です。

東京都では、サービスの質の向上等に向け、事業所の提供するサービスを専門的、客観的な立場から評価する、第三者評価の取組が行われているところです。多摩市においても、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目標とし、その達成に向け、市職員の障害福祉サービス等に係る各種研修（東京都障害支援区分認定調査員研修、障害者虐待防止対策支援研修等）への参加や障害者自立支援審査支払等システムの審査結果を分析・活用し、事業所と共有するなどの活動指標を設定します。

【第6期目標】

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	⇒ 令和5年度末までに実施体制の構築

<活動指標>

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
① 東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他研修への市職員の参加人数	17人	17人	17人
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討 (0回)	実施 (1回)	実施 (1回)

4 サービス見込み量の設定にあたって

(1) サービス見込み量の設定方法

- サービス見込み量の設定にあたっては、これまでの実績や今後の見込みに基づき推計しています。新型コロナウイルス感染症によるサービス提供への影響や特別支援学校卒業後の利用者の見込みを含めるとともに、「多摩市障がい者生活実態調査」や「計画策定に係る事業所アンケート」の結果についても参考としています。
- サービスによっては、提供体制が十分でないことが利用の低下を招いていることも考えられることから、見込み量を超える利用者ニーズがある場合においては、財政状況等を踏まえつつ必要なサービス量の確保を図っていく方針です。

(2) サービス提供体制を確保するための方策

- 質の高いサービスを提供するためには、サービスの供給体制が整っている必要があります。しかし、市内の各事業所においては、サービス提供を行う人材の確保・育成や処遇面の改善などが課題となっています。
- 障がいのある方の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的にサービス提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくため、人材の確保に向けた取組を事業所のご意見を伺いながら検討します。また、処遇面の改善に向けて、国や都に働きかけていきます。
- 日中活動系サービス事業者の持続可能な運営やグループホームの整備等については、国・東京都の補助制度の活用や市の独自補助による支援を行います。また、公共財産や、ニュータウン再生による創出用地等の進捗状況を踏まえ、総合的な支援を行います。
- 障がい児への支援においては、医療的ケア児に対応できる事業所が少ないため、ニーズに沿ったサービス提供が行えるよう、関係機関と協議しながら体制の整備を進めます。サービス量の確保とともに、複数の事業所を利用する障がい児も多いことから、事業所等連絡会において事業所間の連携体制の構築を支援し、円滑なサービス提供を行います。

5 各サービスの見込み量

【各サービスの実績及び見込み量の表記について】

- 多摩市が支給決定している利用者を対象としています。
- 令和2年度の実績については、本計画の策定中に数値が確定しないため、令和2年度の上半期の実績等をもとに算定した推計値となります。

(1) 訪問系サービス（※）

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	295	303	312	306	312	318
	実績	312	301	268			
サービス量 （時間/月）	計画	19,173	19,748	20,340	19,920	20,311	20,701
	実績	19,276	18,978	18,876			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 障がい者の高齢化による介護保険サービスを利用するケースの増加などから、利用者数は減少傾向にあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していますが、一人当たり利用時間数は増加しています（令和元年度：63時間/月⇒令和2年度：70.4時間/月）。
- 居宅介護で一人当たり利用時間数が増えていることや、さらなる高齢化・重度化を見据え、利用ニーズの増加を見込んでいます。

（※） 訪問系サービスの内容

居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など見守りも含めた介護を総合的に行います。平成30年4月から、入院時も一定の支援が可能となりました。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	238	244	250	258	261	263
	実績	222	249	250			
サービス量 （日/月）	計画	4,664	4,782	4,900	5,154	5,214	5,254
	実績	4,952	4,765	4,863			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数・サービス量ともに、概ね計画どおり推移しています。
- 今後、特別支援学校卒業生の新規利用や地域移行者の利用による増加を見込みます。

② 自立訓練

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。

（機能訓練）

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	2	2	2	3	3	3
	実績	2	3	2			
サービス量 （日/月）	計画	14	14	14	24	24	24
	実績	13	24	17			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 機能訓練は、より専門的な訓練が求められ、施設自体が都内・近郊でも少ないことから、利用者数は2～3人でした。
- 利用者数、サービス量ともに実績と同程度で見込みます。

(生活訓練)

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	6	6	6	12	12	12
	実績	10	12	10			
サービス量 （日/月）	計画	42	42	42	130	130	130
	実績	103	123	130			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 精神科病院等からの地域移行者によるニーズがあり、計画を上回りました。
- 利用者数、サービス量ともに実績と同程度で推移するものと見込みます。

③ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な支援を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	66	75	86	65	69	73
	実績	58	82	50			
サービス量 （日/月）	計画	528	600	688	699	742	785
	実績	544	685	656			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 一般企業等への就労を希望する方が増えたことなどにより増加傾向にありますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- 特別支援学校の卒業予定者や就労継続支援事業でのアセスメント評価による増加を見込みます。

④ 就労定着支援

一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	14	16	18	14	14	14
	実績	6	15	14			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 49ページの②（ア）で目標設定したとおり、14人を目標値とします。

⑤ 就労継続支援

一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。

(A型)

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	61	71	81	49	53	57
	実績	50	46	36			
サービス量 （日/月）	計画	829	965	1,101	870	941	1,012
	実績	794	740	699			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数は50人前後で推移していますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- 特別支援学校の卒業生や一般企業等での就労が困難な方の利用ニーズがあるため、増加を見込みます。

(B型)

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	446	468	491	469	478	487
	実績	463	460	445			
サービス量 （日/月）	計画	6,768	7,106	7,461	7,012	7,146	7,281
	実績	6,057	6,677	6,843			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数は横ばい・増加傾向にある一方、1人当たりの通所日数が増えたことから、サービス量は増加しています。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- 特別支援学校の卒業生や、精神障がいのある方の利用希望も増えているため、増加を見込みます。

⑦ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	25	25	25	25	25	25
	実績	25	25	25			
サービス量 （日/月）	計画	760	760	760	—	—	—
	実績	757	743	759			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数、サービス量ともに計画どおり推移しています。
- 過去の実績から、横ばいでの推移を見込んでいます。国の基本指針に基づき、第6期では利用者数のみ設定します。

⑧ 短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	138 ※福祉型のみ	154 ※福祉型のみ	172 ※福祉型のみ	145 福祉型 130 医療型 15	158 福祉型 140 医療型 18	172 福祉型 150 医療型 22
	実績	141 福祉型 129 医療型 12	146 福祉型 131 医療型 15	64 福祉型 54 医療型 10			
サービス量 （日/月）	計画	331 ※福祉型のみ	369 ※福祉型のみ	412	388 福祉型 325 医療型 63	425 福祉型 350 医療型 75	467 福祉型 375 医療型 92
	実績	375 福祉型 322 医療型 53	425 福祉型 367 医療型 58	269 福祉型 224 医療型 45			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数、サービス量ともに微増傾向にあります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- 今後、高齢化の進展等により、障がい者と同居する家族が入院する場合等における利用ニーズが増加するものと考えられるため、増加を見込みます。国の基本指針に基づき、第6期では医療型も含めて見込みます。

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	104	119	134	151 （精神 43） 知的 108	166 （精神 48） 知的 118	183 （精神 55） 知的 128
	実績	125 （精神 33） 知的 92	136 （精神 42） 知的 94	137 （精神 41） 知的 96			
サービス量 （日/月）	計画	3,161	3,617	4,073	—	—	—
	実績	3,064	3,221	3,315			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数は増加傾向にあります。サービス量は、体験利用のため少ない日数で決定するケースもあり、計画を下回っています。
- 「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いことや、市内及び近隣市でグループホームの新設予定があることを踏まえ、増加を見込みます。国の基本指針に基づき、第6期では利用者数のみを設定するとともに、障害種別の内訳（精神・知的）も見込みます。

《整備見込み量》

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定員数（人）	計画	67 （精神 13） 知的 54	75 （精神 13） 知的 62	91 （精神 21） 知的 70	110 （精神 20） 知的 90	122 （精神 24） 知的 98	134 （精神 28） 知的 106
	実績	79 （精神 13） 知的 66	85 （精神 17） 知的 68	89 （精神 16） 知的 73			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 精神病院等からの地域移行や「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いこともあり、市内グループホームの定員数は増えています。
- 精神障がい者用の施設整備については、精神病院等からの地域生活への移行を支援するため、4人ずつの増加を見込みます。
- 知的障がい者用のグループホームについては、令和3年度に17人定員の施設整備の予定があります。「親亡き後」の居場所としてのニーズが高いことを踏まえ、令和4年度以降、8人ずつの増加を見込みます。

② 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	89	89	89	88	88	88
	実績	85	87	88			
サービス量 （日/月）	計画	2,705	2,705	2,705	—	—	—
	実績	2,507	2,594	2,617			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 入所待機者が一定数いるなど利用ニーズがある一方、施設から地域生活へ移行する方や死亡や入院等による退所もあり、利用者数は横ばい傾向にあります。
- 44ページの目標②で設定したとおり、88人を目標値とします。国の基本指針に基づき、第6期では利用者数のみ設定します。

③ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	0	0	0			
サービス量 （日/月）	計画	—	—	—	—	—	—
	実績	0	0	0			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 平成30年4月から新設のサービスであり、これまで実績はありませんが、利用者の希望に応じてサービス提供できるよう体制を整えます。国の基本指針に基づき、第6期では利用者数のみ設定します。

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

- サービス利用支援…障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。
- 継続サービス利用支援…支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （件/月）	計画	110	115	120	210	220	230
	実績	129	150	180			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- モニタリングの頻度を高めるため、訪問系サービスや短期入所などのモニタリング標準期間を短縮する見直しが行われたことにより、相談支援の実績が急増しています。
- この見直しにより、令和3年度までにかけて利用者数が増加する見込みです。

② 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院等を退所する障がいのある方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	計画	3	4	5	3	4	5
	実績	2	1	2			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 各年度1～2人の利用実績がありました。
- 第5期と同様に、増加を見込みます。なお、関係各所に支援体制の整備を働きかけるとともに、市と地域活動支援センターが連携し対応する体制も検討します。

③ 地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある方等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	計画	3	3	3	3	3	3
	実績	0	0	0			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 地域定着支援については、利用実績がありませんでした。
- 第5期と同様に、3人を見込みます。地域移行支援と同様に支援体制の整備を検討します。

(5) 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発

地域の住民に対して障がいのある方への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
条例の周知啓発 （リーフレット、ポスター、 概要版、わかりやすい版）	計画	—	—	—	配布	配布	配布
	実績	—	—	配布			
障害理解啓発物 （心つなぐ・はんどぶっく）	計画	—	—	—	配布	配布	配布
	実績	配布	配布	配布			
講演会	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	1	1	1			
出前講座	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	2	2	1			
市職員向け研修	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	1	1	1			
障がい者とともにひとときの和 （小学校への出前授業）	計画	—	—	—	2	2	2
	実績	2	2	0			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 第5期では、地域の住民や事業者に対し障がい当事者が障害への理解についてわかりやすく説明をする出前講座や、市民・事業者向けの各種講演会の開催、障がい当事者とともに作成した「心つなぐ・はんどぶっく」の配布などを行いました。
- 第6期では、今までの取組を引き続き実施するとともに、令和2年7月に施行した「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に基づく「多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」で具体的な取組を検討します。

② 自発的活動支援

障がいのある方やその家族、地域住民等による地域での自発的な取り組みを支援します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的 活動支援	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 障がい者の居宅介護において介護者の確保が難しい場合に、代わりに自立生活サポーターによる支援を可能とする自立生活サポーター支援事業を実施しました。
- 引き続き同事業を実施していくため、人材確保に努めるとともに、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援していきます。

③-1 相談支援 (a) 障害者相談支援(地域自立支援協議会の運営含む)

福祉サービスに係る情報の提供、地域での生活をしていくための支援、権利擁護のための必要な援助などを行います。地域自立支援協議会では、相談事業の評価や困難事例への対応に係る調整を行うほか、福祉サービス施策についての検討などを行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			
地域自立支援協議会	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 障害者相談支援事業は、障害福祉課及び市内2カ所の地域活動支援センターの合計3カ所、また、地域自立支援協議会は障害福祉課が事務局となって実施しており、第6期計画においても引き続き実施します。
- 地域自立支援協議会は、本会議を年4回程度開催し、下部組織である権利擁護専門部会及び地域生活支援専門部会も必要に応じて開催する予定です。

③-2 相談支援 (b) 基幹相談支援センター等機能強化

相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を配置し、総合的な相談支援機能の強化を図ります。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化	計画	1	1	1	機能として実施	機能として実施	機能として実施
	実績	機能として実施	機能として実施	機能として実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 第5期に引き続き、基幹相談支援センターの設置は見込まず、市が基幹的な役割を担っていくために、障害福祉課に専門職を配置し、総合的な相談支援機能の強化を図ります。

③-3 相談支援 (c) 住宅入居等支援

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの、保証人がいない等の理由により入居が困難な方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて地域生活を支援します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等 支援	計画	—	—	—	検討	検討	検討
	実績	未実施	未実施	未実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 事業の基盤整備が整っておらず、利用のニーズについて現時点では見込みが不明瞭ですが、障がい者の自立や地域移行の推進、親亡き後を踏まえ、住まいの選択や確保は重要なものと認識し、入居を支援する制度も含め、多摩市における支援体制を検討していきます。

④ 成年後見制度利用支援

成年後見制度の利用が有効と認められる知的・精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	4	4	4	4	4	4
	実績	2	4	4			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 第5期と同様に、4件を見込みます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業数 （回数）	計画	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 多摩南部成年後見センター（調布市、日野市、狛江市、稲城市、多摩市の5市で設立）により、法人後見の支援等を実施しており、今後も継続していきます。

⑥ 意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣 （人）	計画	60	61	62	88	88	88
	実績	74	69	88			
要約筆記者派遣 （人）	計画	5	6	7	9	9	9
	実績	8	9	1			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 手話通訳者・要約筆記者ともに見込を上回る水準で推移しましたが、令和2年度の要約筆記者派遣は新型コロナウイルスの影響により利用が減少しました。
- 手話通訳者・要約筆記者ともに利用はほぼ横ばいであることから、第5期における最大値で各年度を見込みます。

⑦ 日常生活用具給付等

在宅の重度障がい者などに対して、日常生活上の困難を解消のするための用具を給付します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業 （件）	計画	3,272	3,461	3,661	3,443	3,550	3,661
	実績	3,110	3,146	3,282			
介護・訓練支援用具 （移動用リフトなど）	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	11	11	5			
自立生活支援用具 （特殊便器など）	計画	28	28	28	28	28	28
	実績	24	19	19			
在宅療養等支援用具 （ネブライザーなど）	計画	32	32	32	32	32	32
	実績	41	35	12			
情報・意思疎通支援用具 （ファックスなど）	計画	32	32	32	55	55	55
	実績	31	52	45			
排せつ管理支援用具 （ストマ用装具など）	計画	3,152	3,341	3,541	3,300	3,407	3,518
	実績	2,999	3,022	3,196			
住宅改修費	計画	8	8	8	8	8	8
	実績	4	7	5			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 排せつ管理支援用具（ストマ用装具など）が全体の9割以上を占めており、その他の用具の件数は毎年度増減の変動がありますが、排せつ管理支援用具の増加により、全体の件数も増加しています。また、令和元年度より、情報・意思疎通支援用具として「人工鼻」を新たな給付項目として追加したため、情報・意思疎通支援用具の件数が増加しました。
- 第6期では、排せつ管理支援用具（ストマ用装具など）については実績を踏まえ増加で見込みます。その他の用具については、年度間での実績に増減があることから、第5期計画の見込み量を据え置きとし、情報・意思疎通支援用具については人工鼻が給付項目に加わったため各年度55件で見込みます。

⑧ 手話奉仕員養成研修

聴覚障がい者との交流活動の促進、市の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業数 （回数）	計画	36	36	36	36	36	36
	実績	36	33	0			

※ 上記のほかに市独自事業として要約筆記講習会を毎年21回ずつ実施予定

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により開催を中止しました。現時点（令和2年10月現在）では令和3年度の開催も未定ですが、例年通り実施するものとして見込みます。

⑨ 移動支援

知的、精神障がいのある方などが円滑に外出できるよう、社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出の際の移動支援（ガイドヘルプ）を行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所 （力所）	計画	60	63	66	75	78	81
	実績	62	69	72			
利用者数 （人）	計画	193	196	199	207	210	213
	実績	197	204	131			
利用時間数 （時間／月）	計画	2,316	2,352	2,388	2,452	2,488	2,524
	実績	2,396	2,433	1,483			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 利用者数は、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により利用が減少しましたが、令和元年度までの実績に基づいて増加傾向で見込みます。
- 実施箇所及び利用者数は実績による伸び率、利用時間数は実績に基づき1人当たり平均11.85時間で見込みます。

⑩ 地域活動支援センター機能強化

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の日中活動の場を提供する事業で、次の3つがあります。

I 型：相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。

II 型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

III 型：地域の障がい者のための援護対策を実施します。

			第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター I 型	力所 人数 /日	計画	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
		計画	50	50	50	50	50	50
		実績	34	35	28			
地域活動支援センター II 型	力所 人数 /日	計画	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—			
		計画	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—			
地域活動支援センター III 型	力所 人数 /日	計画	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—			
		計画	—	—	—	—	—	—
		実績	—	—	—			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 地域活動支援センター機能強化事業 I 型は、主に相談支援事業を中心にその他事業として機能訓練、普及啓発活動、地域のボランティア育成支援、入浴サービス等を実施しています。施設や人員体制等から見ると大きな変化は見込めないと考えられるところから、第5期計画の見込み量を据え置きとし、引き続き実施していきます。

(6) 地域生活支援事業（任意事業）

① 日中一時支援事業

身体障がい、知的障がいのある方等で介護者（家族）に何らかの理由があり、介護を受けられない場合、日中に施設で一時的に預かり、日帰りでの短期入所サービスを行います。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所 （力所）	計画	14	15	16	15	15	15
	実績	14	15	14			
利用者数 （人）	計画	100	130	160	100	100	100
	実績	92	73	61			
利用単位数 （時間／月）	計画	400	520	640	400	400	400
	実績	370	346	216			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 第5期では、実施箇所は横ばい、利用者数と利用単位数はともに減少傾向で推移しました。
- 利用者数は減少しているものの、一定の需要はあるものと見込み、各年度 100 人を計画値とし、実施箇所・利用単位数ともに横ばいで見込みます。

② 社会参加促進事業

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業、自動車運転免許取得その他の社会参加事業を実施します。

		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（回）	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	0	0			
芸術・文化講座開催等事業（回）	計画	16	16	16	20	20	20
	実績	19	21	7			
点字・声の広報等発行事業（回）	計画	35	35	35	35	35	35
	実績	34	37	35			
自動車運転免許取得・改造助成（人）	計画	5	5	5	5	5	5
	実績	2	1	4			
デイ・水浴（福祉センター送迎）（人／月）	計画	120	130	140	120	120	120
	実績	104	99	71			

<第5期の実績・第6期の見込み>

- 令和2年度は新型コロナウイルスの影響により件数が減少した事業もあったため、各事業とも令和2年度を除いた第5期の実績に基づき、第6期の数値を見込みました。

(7) (障がい児) 通所支援

① 児童発達支援

小学校未就学の障がいのある児童や発達支援の必要な児童を対象に、日常生活における基本的な生活習慣の習得、集団生活への適応の練習、その他必要な支援を行う身近な療育の場です。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	70	80	90	75	85	95
	実績	66	67	65			
サービス量 (日/月)	計画	560	640	720	562	637	715
	実績	495	491	576			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 利用者数は横ばいですが、一人当たりサービス量は増加しています。
- 幼児期より療育を受けていきたいという要望があることや、市内事業所の新規開設による定員増による増加を見込みます。

② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童を対象に、児童発達支援や治療を行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画(計画値)		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	1	1	0			
サービス量 (日/月)	計画	20	20	20	20	20	20
	実績	11	5	0			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 医療型児童発達支援の施設が少なく、利用実績は1～2人でした。
- 第1期と同じ数値を見込みます。対象児童の発達状況や医療的な支援の必要度を考慮しながら、適切なサービス利用につなげていきます。

③ 放課後等デイサービス

小学校から中学、高校までの学校に通う障がいのある児童や発達支援が必要な児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための活動、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	計画	340	380	420	384	399	415
	実績	344	374	369			
サービス量 （日/月）	計画	3,298	3,686	4,074	3,302	3,431	3,569
	実績	2,753	3,149	3,211			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 利用者数、サービス量ともに増加傾向です。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少しています。
- 身体障害者手帳・療育手帳所持児以外の発達支援が必要な児童の療育環境を整えたいという保護者のニーズは今後も増加が予想されるため、引き続き増加を見込みます。また、事業所等連絡会での情報共有や勉強会等を通して各事業所のサービスの質の確保及び向上を図り、サービスを必要とする児童に適切な支援が行き届くよう体制を整備します。

④ 保育所等訪問支援

保育所や幼稚園、学校等に通っている障がいのある児童や発達支援が必要な児童が、集団生活において、より過ごしやすくなるように、療育の専門職が保育所等に出向き、職員に対して助言・支援を行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	計画	9	18	27	16	18	20
	実績	0	11	14			
サービス量 （日/月）	計画	18	36	54	11	12	14
	実績	0	7	11			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 令和元年度から、徐々に利用が増えています。
- 実績に基づき増加を見込みます。早期に一人ひとりの状況に合った支援ができるよう、保育所や幼稚園、学校等の関係機関との連携体制を構築していきます。潜在的な利用ニーズもあることから、保護者へサービス利用の周知を図ることで必要としている方にサービス提供を実施していきます。

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が著しく困難な児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （人）	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	0	0	0			
サービス量 （日/月）	計画	—	—	—	1	1	1
	実績	0	0	0			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 平成30年4月から新設のサービスであり、これまで実績はありませんが、ニーズに対応できるよう支援体制の整備やサービスの周知を図ります。

(8) （障がい児）相談支援

<障害児支援利用援助>

障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。

<継続障害児支援利用援助>

支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 （件/月）	計画	6	7	8	7	8	9
	実績	7	7	6			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 対応可能な事業所が限られていることもあり、利用者数は6～7件で推移しています。
- 第1期と同様に年1件ずつの増加を見込みます。セルフプランの利用が多数を占める中、相談支援を必要とする児童に対応できるよう事業実施の拡大に向け、事業所とともに取組を進めていきます。

(9) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの人数（人）	計画	—	—	—	0	0	1
	実績	0	0	0			

<第1期の実績・第2期の見込み>

- 平成30年度から新たに位置づけられた取り組みです。本市では、令和2年度時点でコーディネーターは配置していません。
- 今後、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場である「多摩市医療的ケア児（者）連携推進協議会」において、コーディネーターの配置について検討し、令和5年度末までに1人配置することを目指します。

(10) 発達障がい者（児）への支援

ペアレントトレーニング(※1)・ペアレントプログラム(※2)の実施

		第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画（計画値）		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数（人）	計画	—	—	—	16	16	16
	実績	12	6	8	—	—	—

<第1期の実績・第2期の見込み>

- ペアレントトレーニングは市において平成26年度から実施してきました。他の療育機関においても実施されるようになりました。
- 更に多くの保護者、関係者が児童の理解を深め、適切な対応を行えるように、令和2年度は、ペアレントプログラムを実施予定です。令和3年度から関係機関（幼稚園、保育所、学校、事業所等）も対象とし地域に広めていきます。

(※1)ペアレントトレーニング

発達障がいやその傾向のある子どもをもつ親への支援の一つ。親が子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、子どもの発達の特性を踏まえて肯定的な働きかけや環境調整等を演習を通してグループで学ぶプログラム。トレーナーは訓練を受けた専門知識を持った人が行う。

(※2)ペアレントプログラム

「子育てで今できていることに気づく」「子どもの行動により対応方法をみつける」「同じ悩みを持つ親とともに考え共有する」ことを目的に、子育てに自信をつけることを学ぶプログラム。子育てに困り感のあるすべての親に活用することが可能。地域の保育士、保健師、心理士等が講師となり実施する。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行う推進体制を確保することが必要です。

そのため、多摩市地域自立支援協議会や事業所等連絡会を中心として、市内の障がい者団体・事業者及び庁内の関係部署などと連携を図り、具体的に施策の執行・検討、見直しを行う機会を設け、就労やサービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

成果目標及び活動指標については、PDCA サイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）のプロセスに基づき、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害施策や関連施策の動向も踏まえ、分析・評価を行い、本計画の目標値、見込み量等と照らし合わせた上で、必要があると認めるときは計画の変更や見直しを行います。

【PDCAサイクルについて】

- ① 令和5年度までの目標、見込み量、その確保方策等を定める（Plan）
 - ② 上記①の方策等を実施する（Do）
 - ③ 定期的に上記①の見込み量等の進捗状況について評価する（Check）
 - ④ 上記③を踏まえ、必要に応じて①の見直しを行う（Action）
- ※ 見直した後は再度①、②、③、④を繰り返す。

2 国、東京都への継続的な要請

個々の障害特性に応じた質の高い障害福祉サービスの提供にあたっては、そのサービスを供給できる体制が整っていなければなりません。特に今般、サービス提供事業者の人材や質の確保が急務となっています。そのためには、報酬体系や十分な研修制度の確立等、見直しを図っていく必要があります。

また、市は、限られた財源の一方で、障害福祉経費をはじめとする扶助費が膨らみ続ける等、厳しい財政状況が続いています。これらのことは、市単独で解決できるものではありません。

市は、国あるいは東京都と連携し、障害施策を推進するとともに、財源確保のための法制度改革や支援を国や東京都に継続的に要請し、障害に係る制度全般の基本的な枠組みや広域的あるいは専門性の高い事業について、一層の改善の働きかけを行っていきます。

資料編

1 用語説明索引

い	医療的ケア児	11
	インクルージョン	39
け	健幸都市（スマートウェルネスシティ）	5
こ	合理的配慮の提供	8
し	事業所等連絡会	10
	児童発達支援センター	50
	社会的障壁	8
	障害支援区分	20
せ	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム	46
た	多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例...	7
	多摩市地域自立支援協議会	10
	多摩市版地域包括ケアシステム	5
ち	地域共生社会	39
	地域生活支援拠点等	41
へ	ペアレントトレーニング	76
	ペアレントプログラム	76
ふ	不当な差別的取扱いの禁止	7
ほ	保育所等訪問支援	50
数字	8050問題	37

2 計画の策定経過

(1) 多摩市地域自立支援協議会

回数	年月日	主な内容
第1回	令和2年7月21日	○計画策定の概要について説明
第2回	10月7日	○多摩市障害福祉計画素案について協議 ○多摩市障がい者生活実態調査の実施について報告
第3回	10月26日	○多摩市障害福祉計画等素案について協議
第4回	11月30日	○多摩市障害福祉計画等素案について協議
第5回	令和3年3月29日	○多摩市障害福祉計画等原案について協議

(2) 多摩市障害福祉計画等策定委員会

回数	年月日	主な内容
第1回	令和2年9月29日	○計画策定の概要について説明 ○多摩市障がい者生活実態調査の実施について報告 ○多摩市障害福祉計画等素案について協議
第2回	11月18日	○多摩市障害福祉計画等素案について協議
第3回	令和3年1月29日	○多摩市障害福祉計画等原案について協議

(3) パブリックコメントの実施

実施期間：令和2年12月25日～令和3年1月15日

意見数：提出者5名、意見数21件

3 多摩市地域自立支援協議会設置要綱

平成23年4月4日多摩市告示第211号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づく障がい者等（障がい者及び障がい児をいう。以下同じ。）、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行うものからの相談並びにこれらの者に対する情報の提供、助言及び障害福祉サービス等の利用支援について、地域における障害福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、多摩市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の障がい者等の福祉に関する関係機関の連携体制の構築に関すること。
- (2) 障がい者等を取り巻く地域、課題等の情報共有に関すること。
- (3) 地域の社会資源の把握及び連携に関すること。
- (4) 障がい者等の支援における相談支援事業の有効活用に関すること。
- (5) 障がい者等の福祉に関する困難事例の対応の在り方に対する協議及び調整に関すること。
- (6) 法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画及び障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者等の福祉に関し多摩市長（以下「市長」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等が提供する指定障害福祉サービス等に係る業務に従事する者
- (2) 法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者が提供する基本相談支援、地域相談支援又は計画相談支援に係る業務に従事する者
- (3) 保健、福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者
- (4) 障害福祉関係団体に所属する者
- (5) 障がい者等及びその家族
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長二人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、主宰する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 会長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第8条 会長は、専門的な事項を審査及び協議するため、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成25年多摩市告示第184号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年多摩市告示第54号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年多摩市告示第348号）

この要綱は、令和2年7月30日から施行する。

4 多摩市地域自立支援協議会委員名簿 （五十音順 敬称略）

	氏 名	所 属	備 考
1	市川 香織	社会福祉法人日本心身障害児協会島田療育センター	
2	井上 英子	東京都南多摩保健所	
3	植草 久子	東京都立多摩桜の丘学園	
4	浦田 純二	社会福祉法人多摩市社会福祉協議会	
5	岡崎 和子	社会福祉法人時の会	
6	北山 文子	NPO 法人障害者自立支援センター多摩	
7	近藤 とく子	NPO 法人多摩市障害者福祉協会	
8	澤田 恭子	一般社団法人 WING-NETWORK すぺいろ	
9	清水 美代	社会福祉法人正夢の会	
10	菅 明子	社会福祉法人桜ヶ丘社会事業協会桜ヶ丘記念病院	
11	野宮 和子	NPO 法人アビリティクラブたすけあい 多摩たすけあいワーカーズつむぎ	
12	藤吉 さおり	自立ステーションつばさ	副会長
13	森田 淳嗣	社会福祉法人啓光福祉会啓光えがお	副会長
14	吉井 智晴	東京医療学院大学	会長
15	渡辺 敦子	多摩市手をつなぐ親の会	

5 多摩市障害福祉計画等策定委員会設置要綱

令和2年9月18日 多摩市告示第411号

(設置)

第1条 第6期多摩市障害福祉計画及び第2期多摩市障がい児福祉計画の案（以下「計画案」という。）を検討するため、多摩市障害福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画案の作成に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画案の検討のため多摩市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

企画政策部企画課長 子ども青少年部子育て・若者政策担当課長 健康福祉部福祉総務課長 健康福祉部健康推進課長 健康福祉部高齢支援課長 健康福祉部介護保険課長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部発達支援担当課長 健康福祉部健幸まちづくり推進室長 都市整備部都市計画課長 都市整備部交通対策担当課長 教育部教育指導課長
--

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は健康福祉部障害福祉課長をもって充て、副委員長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

健幸都市



多摩市

印刷物番号	3-6
-------	-----

第6期多摩市障害福祉計画・第2期多摩市障がい児福祉計画
(令和3(2021)～5(2023)年度)

令和3(2021)年4月発行

編集・発行／東京都多摩市健康福祉部障害福祉課
〒206-8666
東京都多摩市関戸六丁目12番地1
TEL 042(338)6847(直通)

頒布価格 270円
